



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

| 種類 | 件名 | 所管部署 | ページ |
|----|---|---------------------|-----|
| 規則 | 執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則 | 港湾局空港調整課 | 1 |
| 規則 | 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 行財政局給与課 | 3 |
| 規則 | 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則及び神戸市都市計画法施行細則の一部を改正する規則 | 建築住宅局建築指導部 建築安全課 | 7 |
| 規則 | 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則 | 行財政局業務改革課 | 12 |
| 規則 | 神戸市公示令達規則の一部を改正する規則 | 行財政局法務支援課 | 27 |
| 告示 | 地縁による団体の認可についての告示事項の変更(上北古自治会) | 地域協働局地域活性課 | 30 |
| 告示 | 都市計画法による都市計画の変更(神戸国際港都建設計画用途地域ほか) | 都市局都市計画課 | 31 |
| 告示 | 神戸市財政事情の公表 | 行財政局財務課 | 32 |
| 告示 | 地縁による団体の認可について(布施畑自治会) | 地域協働局地域活性課 | 33 |
| 告示 | 地縁による団体の認可について(大沢町簾自治会) | 地域協働局地域活性課 | 34 |
| 告示 | 放置自転車等の撤去及び保管 | 建設局垂水建設事務所 | 35 |
| 告示 | 生活保護法等による指定医療機関の指定 | 福祉局くらし支援課 | 37 |
| 告示 | 生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 | 福祉局くらし支援課 | 38 |
| 告示 | 生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更 | 福祉局くらし支援課 | 39 |
| 告示 | 生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更 | 福祉局くらし支援課 | 40 |
| 告示 | 生活保護法等による施術者の指定 | 福祉局くらし支援課 | 42 |

| 種類 | 件名 | 所管部署 | ページ |
|----|--|---------------------|-----|
| 告示 | 生活保護法等による指定施術者の事業の廃止 | 福祉局くらし支援課 | 43 |
| 告示 | 地縁による団体の認可についての告示事項の変更(ファミリータウン鈴蘭台自治会ほか) | 地域協働局地域活性課 | 44 |
| 告示 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 | 福祉局監査指導部 | 47 |
| 告示 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定 | 福祉局監査指導部 | 51 |
| 告示 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定 | 福祉局監査指導部 | 52 |
| 告示 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止 | 福祉局監査指導部 | 53 |
| 告示 | 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 | 福祉局監査指導部 | 54 |
| 告示 | 児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定 | 福祉局監査指導部 | 56 |
| 告示 | 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止 | 福祉局監査指導部 | 57 |
| 公告 | 都市計画法による都市計画の変更に伴う図書の縦覧(神戸国際港都建設計画用途地域ほか) | 都市局都市計画課 | 58 |
| 公告 | 都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の事業計画の認可(3. 6. 35号 岩岡神出線) | 建設局道路工務課 | 59 |
| 公告 | 都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の事業計画の認可に係る図書の写しの縦覧(3. 6. 35号 岩岡神出線) | 建設局道路工務課 | 60 |
| 公告 | 都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可(3. 6. 35号 岩岡神出線) | 建設局道路工務課 | 61 |
| 公告 | 都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧(3. 6. 35号 岩岡神出線) | 建設局道路工務課 | 62 |
| 公告 | 都市再生整備計画の縦覧(神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期)(第7回変更)) | 都市局都市計画課 | 63 |
| 公告 | 建築基準法第48条第15項の規定による公聴会の開催 | 建築住宅局建築指導部 建築安全課 | 64 |
| 公告 | 神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更 | 経済観光局農政計画課 | 65 |
| 公告 | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(御影クラッセ) | 経済観光局経済政策課 | 66 |
| 公告 | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(イオンモール神戸北) | 経済観光局経済政策課 | 70 |

令和5年6月13日 神戸市公報第3812号

| 種類 | 件名 | 所管部署 | ページ |
|---------|---|-----------------|-----|
| 公告 | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(スーパービバホーム神戸玉津インター店) | 経済観光局経済政策課 | 78 |
| 公告 | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(プレンティ一番館) | 経済観光局経済政策課 | 80 |
| 公告 | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(プレンティ二番館) | 経済観光局経済政策課 | 81 |
| 公告 | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(リファーレ横尾) | 経済観光局経済政策課 | 82 |
| 公告 | 大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(セリオ) | 経済観光局経済政策課 | 83 |
| 公告 | 開発行為に関する工事の完了(神戸市西区池上5丁目ほか) | 都市局都市計画課 | 84 |
| 水道局 | 神戸市指定給水装置工事事業者の廃止 | 水道局配水課 | 85 |
| 水道局 | 神戸市指定給水装置工事事業者の廃止 | 水道局配水課 | 86 |
| 水道局 | 神戸市指定給水装置工事事業者の指定 | 水道局配水課 | 87 |
| 水道局 | 水道局副局長等専決規程の一部を改正する規程 | 水道局経営企画課 | 88 |
| 教育委員会 | 神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 | 教育委員会事務局総務部教職員課 | 101 |
| 選挙管理委員会 | 市選管委員補欠告示 | 選挙管理委員会事務局 | 104 |
| 訂正 | 令和5年5月30日付け神戸市公報第3810号中 | 地域協働局地域活性課 | 105 |

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第6号

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則（令和4年10月規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 附 則 (施行期日) | 附 則 (施行期日) |
| 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 | 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 |
| (1)～(4) [略] | (1)～(4) [略] |
| (5) 附則第7項の規定 <u>令和6年1月1日</u> | (5) 附則第7項の規定 <u>令和5年6月1日</u> |
| 2～7 [略] | 2～7 [略] |

別表 2

| 名称 | 定数 | 任期 | 会長 |
|---------------------------------|-----|--|-------------------------------|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 航空機サービス機 能用地事 業者選定 委員会 | 5人 | 委嘱の 日から <u>令和5 年12月 31日ま で</u> | 委員の 互選に より選 任する 者 |

別表 2

| 名称 | 定数 | 任期 | 会長 |
|---------------------------------|-----|---|-------------------------------|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 航空機サービス機 能用地事 業者選定 委員会 | 5人 | 委嘱の 日から <u>令和5 年5月 31日ま で</u> | 委員の 互選に より選 任する 者 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第7号

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 第1条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年3月規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 附 則 | 附 則 |
| 1 [略] （新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症予防業務手当の特例） | 1 [略] （新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症予防業務手当の特例） |
| 2 条例附則第3項に規定する規則で定める業務は、 <u>新型コロナウイルス感染症により市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある事態への緊急対応のために命ぜられた待機とする。</u> | 2 条例附則第3項に規定する規則で定める業務は、 <u>次に掲げる業務とする。</u> (1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある患者（以下「患者」という。）を収容する宿泊施設</u> |

及びこれに準ずる施設（以下「宿泊施設等」という。）、患者が病院又は宿泊施設等へ移動した経路、患者を移送した自動車の内部その他新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある区域において行われる業務であつて、次に掲げるもの

ア 宿泊施設等の内部で行う連絡及び調整に係る業務

イ 患者に接して行う業務

ウ 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所又は物件の消毒その他処理業務

エ イ又はウに準ずるものとして市長が認める業務

(2) 新型コロナウイルス感染症により市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある事態への緊急対応のために命ぜられた待機

3 条例附則第4項に規定する規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 患者の身体に接触して行う業務

(2) 患者に長時間にわたり接して行う業務

| | |
|--|---|
| <p>3 条例附則第4項に規定する規則で定める額は、<u>1回につき700円とする。</u></p> | <p>(3) <u>前2号に準ずるものとして市長が認める業務</u></p> <p>4 条例附則第4項に規定する規則で定める額は、<u>次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>条例附則第3項に規定する規則で定める業務（次号に定めるものを除く。）次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める額（次に掲げる業務のうち2以上の業務に従事した場合にあっては、これらの業務のうち手当の額が最も高いものに係る手当の額）</u></p> <p>ア <u>附則第2項第1号アに掲げる業務 日額1,000円</u></p> <p>イ <u>附則第2項第1号イからエまでに掲げる業務（附則第3項各号に掲げる業務を除く。） 日額3,000円</u></p> <p>ウ <u>附則第3項各号に掲げる業務 日額4,000円</u></p> <p>(2) <u>附則第2項第2号に掲げる業務 1回につき700円</u></p> |
|--|---|

第2条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 第2条による改正後 | 第2条による改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症予防業務手当の特例)</u></p> <p>2 <u>条例附則第3項に規定する規則で定める業務は、新型コロナウイルス感染症により市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある事態への緊急対応のために命ぜられた待機とする。</u></p> <p>3 <u>条例附則第4項に規定する規則で定める額は、1回につき700円とする。</u></p> |

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年10月1日から施行する。

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則及び神戸市都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第8号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則及び神戸市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

(市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則(平成6年3月規則第107号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準は、<u>前条第9項</u>の規定により設ける二輪車に係る駐車施設にあっては、駐車用の供する部分の規格を1台につき幅が0.8メートル以上及び奥行きが2.0メートル以上</p> | <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準は、<u>前条第8項</u>の規定により設ける二輪車に係る駐車施設にあっては、駐車用の供する部分の規格を1台につき幅が0.8メートル以上及び奥行きが2.0メートル以上</p> |

(そのうちの10分の2以上の駐車施設にあっては、幅が1.0メートル以上及び奥行きが2.3メートル以上)のものとする。

4 [略]

(許可申請等)

第9条 条例第18条第1項ただし書、条例第18条の5第1項ただし書若しくは第2項ただし書、条例第18条の6第1項ただし書、条例第19条の3、条例第19条の4第3項第3号から第5号まで、条例第19条の5第4項第3号、条例第22条第1項ただし書、条例第23条第4項、条例第24条第2項若しくは第3項第2号、条例第27条第6項又は条例第32条第1項の規定により許可を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書に、それぞれ次に掲げる図書(2部)を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

2 市長は、前項の許可申請書を受理した場合において、同項の許可をしたときは様式第6号による許可通知書により、同項の許可をしないとき

(そのうちの10分の2以上の駐車施設にあっては、幅が1.0メートル以上及び奥行きが2.3メートル以上)のものとする。

4 [略]

(許可申請等)

第9条 条例第18条第1項ただし書、条例第22条第1項ただし書又は条例第32条第1項の規定により許可を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書に、それぞれ次に掲げる図書(2部)を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

2 市長は、前項の許可申請書を受理した場合において、同項の許可をしたときは様式第6号による許可通知書により、同項の許可をしないとき

は様式第7号による不許可通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(認定申請等)

第9条の2 条例第18条の3第2

項の規定により認定を受けようとする者は、様式第5号の2による認定申請書に、それぞれ前条第1項第1号から第8号までに掲げる図書(2部)を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、前条第1項第1号から第8号までの規定中「許可」とあるのは「認定」と読み替えるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の

認定申請書を受理した場合に準用する。この場合において、様式第6号及び様式第7号中「許可」とあるのは「認定」と読み替えるものとする。

は様式第7号による不許可通知書により、当該申請書に通知するものとする。

様式第5号の次に様式第5号の2を次のように加える。

様式第5号の2 (第9条の2関係)

| 認 定 申 請 書 | | | | | |
|--|------------|---------------------------------|-------------|-----|------------------------|
| 神戸市長 宛 | | | | | 年 月 日 |
| 住所 申請者 氏名(法人にあつては、名称 及び代表者名) | | | | | |
| 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第 条第 項の規定により認定を受けたいので、次のとおり申請します。 | | | | | |
| 1 建築主の住所、氏名 (法人にあつては、名称 及び代表者名)等 | | (電話番号 — —) | | | |
| 2 代理人の住所、氏名 (法人にあつては、名称 及び代表者名)等 | | ()建築士()登録第 号()建築士事務所()登録第 号 | (電話番号 — —) | | |
| 3 設計者の住所、氏名 (法人にあつては、名称 及び代表者名)等 | | ()建築士()登録第 号()建築士事務所()登録第 号 | (電話番号 — —) | | |
| 4 建築物の 敷地 | (1) 所在及び地番 | 神戸市 区 | | | |
| | (2) 用途地域 | (4) 高度地区 | 第 種高度地区 | | |
| | (3) 防火地域 | 防火地域・準防火地域・指定なし | (5) そ の 他 | | |
| 5 主 要 用 途 | | | 6 工 事 の 種 別 | | 新築 増築 改築 移転 用途変更 |
| | | 申 請 部 分 | 申請以外の部分 | 合 計 | 14 事 業 内 容 |
| 7 敷 地 面 積 | | | | | |
| 8 建 築 面 積 | | | | | |
| 9 延 べ 面 積 | | () | () | () | |
| 10 築 造 面 積 | | | | | 15 そ の 他 |
| 11 高 さ | | | | | |
| 12 構 造 | | | | | |
| 13 階 数 | | | | | |
| 16 敷地の周囲の環境 | | | | | |
| 17 認定を受けようとする具体的事項 (具体的数値) | | | | | |
| ※ 条 件 | | | | | |
| | | | | | |
| ※ 受 付 欄 | | ※ 処 理 欄 | | | ※ 認 定 番 号 欄 |
| 年 月 日 | | | | | 年 月 日 |
| 第 号 | | | | | 第 号 |
| 係員氏名 | | | | | 係員氏名 |
| 備考 | | | | | |
| 1 ※の欄は、記入しないでください。 | | | | | |
| 2 4(3)の欄及び6の欄は、該当するものを○で囲んでください。 | | | | | |
| 3 9の欄の()内には、自動車車庫等の施設の用途に供する部分及び地階で住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。 | | | | | |
| 4 14の欄から17の欄までの欄は、認定の可否を判定できるよう具体的に書き、これらの欄に書き表せない事項で特に必要なものがあれば、別紙又は別図に書いて添付してください。 | | | | | |

(都市計画法施行細則の一部改正)

第2条 神戸市都市計画法施行細則(昭和45年12月規則第105号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(建築物の敷地、構造及び設備に関する制限の解除申請)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の申請があつた場合において許可又は不許可の処分を決定したときは、建築物の敷地、構造及び設備に関する制限の解除許可通知書又は建築物の敷地、構造及び設備に関する制限の解除不許可通知書により<u>申請者</u>に通知するものとする。</p> | <p>(建築物の敷地、構造及び設備に関する制限の解除申請)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の申請があつた場合において許可又は不許可の処分を決定したときは、建築物の敷地、構造及び設備に関する制限の解除許可通知書又は建築物の敷地、構造及び設備に関する制限の解除不許可通知書により<u>申請書</u>に通知するものとする。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第9号

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（行財政局長に対する事務の委任）</p> <p>第54条の3 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、<u>次に掲げる事務は、行財政局長に委任する。</u></p> <p><u>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下第4号までにおいて「法」という。）第2条（法第3条第3項にお</u></p> | <p style="text-align: center;">（行財政局長に対する事務の委任）</p> <p>第54条の3 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定による営利企業への従事等の制限の許可に関する事務は、行財政局長に委任する。</u></p> |

いて準用する場合を含む。)の規定による育児休業の承認に関すること。

(2) 法第5条第2項(法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。)の規定による育児休業の承認の取消しに関すること。

(3) 法第10条(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による育児短時間勤務の承認に関すること。

(4) 法第19条第1項の規定による部分休業の承認に関すること。

(5) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認に関すること。

(6) 神戸市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成29年9月条例第5号)第3条の規定による高齢者部分休業の承認の取消し及び休業時間の短縮に関すること。

(7) 神戸市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条の規定による休業時間の延長の承認に関すること。

(8) 地方公務員法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業の承認及び同条第5項の規定による承

認の取消しに関すること。

(9) 神戸市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成27年3月条例第69号）第7条の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認に関すること。

(10) 神戸市職員の自己啓発等休業に関する条例第9条の規定による報告等に関すること。

(11) 地方公務員法第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による配偶者同行休業の承認及び同条第6項の規定による承認の取消しに関すること。

(12) 神戸市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年3月条例第50号）第8条の規定による届出に関すること。

(13) 地方公務員法第38条第1項の規定による営利企業への従事等の制限の許可に関すること。

（建設局長に対する事務の委任）

第54条の4 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、建設局長に委任する。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号。以下第13号までにおいて「法」と

（建設局長に対する事務の委任）

第54条の4 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、建設局長に委任する。

いう。) 第32条第1項及び第3項
(法第91条第2項において準用す
る場合を含む。) の規定による道
路の占用の許可に関すること(第
71条の4において建設事務所に
委任するものを除く。)。

(2) 法第32条第5項(法第91条第2
項において準用する場合を含む。)
の規定による警察署長との協議に
関すること(第71条の4において
建設事務所に委任するものを除
く。)。

(3) 法第34条(法第91条第2項にお
いて準用する場合を含む。) の規
定による工事の調整のための条件
の付与に関すること(第71条の4
において建設事務所に委任する
ものを除く。)。

(4) 法第35条(法第91条第2項にお
いて準用する場合を含む。) の規
定による道路の占用の協議に関す
ること(第71条の4において建設
事務所に委任するものを除
く。)。

(5) 法第39条(法第91条第2項にお
いて準用する場合を含む。) の規
定による占用料の徴収に関するこ
と。

(6) 法第40条第2項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等の指示に関すること（第71条の4において建設事務所長に委任するものを除く。）。

(7) 法第46条第1項の規定による通行の禁止又は制限に関すること（第71条の4において建設事務所長に委任するものを除く。）。

(8) 法第71条第1項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分に関することのうち、次のいずれかに該当するもの（第71条の4において建設事務所長に委任するものを除く。）。

ア 第1号の規定により建設局長に委任する権限に係るもの

イ 法第46条第1項の規定に係るもの

(9) 法第71条第2項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による処分又は措置の命令に関すること（第1号の規定により建設局長に委任する権限に係るものに限り、かつ、第71条の4において建設事務所長に委任するもの

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項の規定による通行の禁止又は制限に関すること（第71条の4において建設事務所長に委任するものを除く。）。

(2) 道路法第46条第1項の規定に係るものに対する、道路法第71条第1項（道路法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分に関すること（第71条の4において建設事務所長に委任するものを除く。）。

を除く。)。。

(10) 法第71条第4項の規定により
道路監理員を命ずること。

(11) 法第73条第1項から第3項ま
での規定による負担金等の督促並
びに負担金等、手数料及び延滞金
の徴収に関する事(法第39条(法
第91条第2項において準用する場
合を含む。))の規定に係るものに限
る。)。

(12) 法第87条(法第91条第2項にお
いて準用する場合を含む。))の規定
による条件の付与に関する事
(第1号の規定により建設局長に
委任する権限に係るものに限り、
かつ、第71条の4において建設事
務所長に委任するものを除く。))。

(13) 法第95条の2第1項(法第91条
第2項において準用する場合を含
む。))に規定する公安委員会に対す
る意見の聴取に関する事(第71
条の4において建設事務所長に委
任するものを除く。))。

(14) 道路交通法(昭和35年法律第105
号)第79条の規定による警察署長
との協議に関する事(道路法第
18条により区域が決定され供用が
開始された道路(他の管理者が管

(3) 道路法第95条の2第1項(道路
法第91条第2項において準用する
場合を含む。))に規定する公安委員
会に対する意見の聴取に関するこ
と(第71条の4において建設事務
所長に委任するものを除く。))。

理する道路を除く。)に係るもの
に限り、かつ、第71条の4におい
て建設事務所長に委任するものを
除く。)。

(15) 道路交通法第80条の規定によ
る警察署長との協議に関すること
(道路法第18条により区域が決定
され供用が開始された道路(他の
管理者が管理する道路を除く。)
に係るものに限り、かつ、第71条の4
において建設事務所長に委任する
ものを除く。)。

(16) [略]

(17) 神戸市道路占用料条例(昭和44
年3月条例第42号)第5条の規定
による占用料の減免に関すること。

(18) 神戸市水路等の占用に関する
条例(平成15年3月条例第70号)第
3条第3項の規定による占用の許
可の更新及び同条第6項の規定に
よる条件の付与に関すること。

(19) 神戸市水路等の占用に関する
条例第5条及び第6条の規定によ
る使用料の徴収に関すること。

(20) 神戸市水路等の占用に関する
条例第7条の規定による使用料の
減免に関すること。

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105
号)第80条の規定による警察署長
との協議に関すること(道路法第
18条により区域が決定され供用が
開始された道路(他の管理者が管
理する道路を除く。)に係るもの
に限り、かつ、第71条の4において建
設事務所長に委任するものを除
く。)

(5) [略]

(21) 神戸市水路等の占用に関する
条例第8条の規定による使用料の
返還に関すること。

(22) 電線共同溝の整備等に関する
特別措置法（平成7年法律第39号。
以下第34号までにおいて「法」とい
う。）第3条第2項の規定による指
定路線に係る意見聴取に関するこ
と。

(23) 法第4条第2項（法第8条第3
項において準用する場合を含む。）
の規定による申請の勧告に関する
こと。

(24) 法第4条第3項（法第8条第3
項において準用する場合を含む。）
の規定による国との協議に関する
こと。

(25) 法第4条第4項（法第8条第3
項において準用する場合を含む。）
の規定による申請の却下に関する
こと。

(26) 法第5条第2項（法第8条第3
項において準用する場合を含む。）
の規定による電線共同溝整備計画
の策定に関すること。

(27) 法第6条第2項（法第8条第3
項において準用する場合を含む。）
及び法第14条第2項の規定による

地位の承継の届出に関すること。

(28) 法第10条から第12条までの規定による占用の許可に関すること。

(29) 法第15条の規定による権利の譲渡の承認に関すること。

(30) 法第16条第2項の規定による工事の中止等の命令に関すること。

(31) 法第18条の規定による電線共同溝管理規程の策定に関すること。

(32) 法第20条第2項の規定による原状回復の指示に関すること。

(33) 法第21条の規定による国との協議に関すること。

(34) 法第26条の規定による許可の取消し等に関すること。

(35) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成7年政令第256号）第7条第2項第1号の規定による届出に関すること。

(36)～(43) [略]

（建設事務所長に対する事務の委任）

第71条の4 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、建設事務所長に委任する。

(1) 道路法（以下第14号までにおいて「法」という。）第22条第1項の規定による工事又は道路の維持の

(6)～(13) [略]

（建設事務所長に対する事務の委任）

第71条の4 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、建設事務所長に委任する。

(1) 道路法（以下第7号までにおいて「法」という。）第22条第1項の規定による工事又は道路の維持の

施行命令に關すること。

(2) [略]

(3) 法第32条第1項及び第3項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の許可で、次に掲げるものに関すること。ただし、神戸市道路占用規則（昭和46年4月規則第1号）第3条の規定による変更の許可を含み、同規則第7条の規定による許可の更新を除く。

ア 法第32条第1項第1号に掲げる工作物（共架電線及び無線基地局を除く。）

イ 法第32条第1項第2号に掲げる物件（洞道を除く。）

ウ 法第32条第1項第4号に掲げる施設（アーケードを除く。）

エ 法第32条第1項第5号に掲げる施設のうち、地下に設ける貯水槽及び浴道の土地から道路に出入りするために必要な路端又はのり敷に設けられる通路

オ 法第32条第1項第6号に掲げる施設（地下施設に設ける利便施設を除く。）

カ 道路法施行令第7条第1号、第4号、第5号及び第12号に掲

施行命令に關すること。

(2) [略]

げる物件又は施設（添加広告物及び地下施設に設ける看板類を除く。）

(4) 法第32条第5項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による警察署長との協議に関すること（前号の規定により建設事務所長に委任する権限に基づき許可を与えようとする場合に限る。）。

(5) 法第34条（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の調整のための条件の付与に関すること（第3号の規定により建設事務所長に委任する権限に基づき許可を与えようとする場合に限る。）。

(6) 法第35条（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の協議に関すること（第3号アからカまでに掲げるものに係るものに限る。）。

(7) 法第40条第2項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等の指示に関すること（第3号の規定により建設事務所長に委任する権限に基づき許可された道路の占用に係る

ものに限る。)。

(8)、(9) [略]

(10) 法第71条第1項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による監督処分に関するこのうち、次のいずれかに該当するもの。

ア [略]

イ 第3号の規定により建設事務所長に委任する権限に基づき許可された道路の占用に係るもの

ウ、エ [略]

(11) 法第71条第2項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による処分又は措置の命令に関するこのうち、次のいずれかに該当するもの。

ア 第2号の規定により建設事務所長に委任する承認に係るもの

イ 第3号の規定により建設事務所長に委任する権限に基づき許可された道路の占用に係るもの

(12) 法第73条第1項から第3項までの規定による負担金等の督促並びに負担金等、手数料及び延滞金の徴収に関すること(第9号の規定により建設事務所長に委任する権限に係るものに限る。)。

(3)、(4) [略]

(5) 法第71条第1項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による監督処分に関するこのうち、次のいずれかに該当するもの。

ア [略]

イ、ウ [略]

(6) 法第71条第2項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による処分又は措置の命令に関すること(第2号の規定により建設事務所長に委任する承認に係るものに限る。)。

(13) 法第87条（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付与に関すること（第2号及び第3号の規定により建設事務所長に委任する権限に基づき承認及び許可を与えようとする場合に限る。）。

(14) 法第95条の2第1項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）に規定する公安委員会に対する意見の聴取に関すること（建設事務所が監理する工事又は第8号の規定により委任する権限に係るものに限る。）。

(15) 道路交通法第79条の規定による警察署長との協議に関すること（道路法第18条により区域が決定され供用が開始された道路（他の管理者が管理する道路を除く。）であって、第3号の規定により建設事務所長に委任する権限に基づき許可を与えようとする場合に限る。）。

(16)、(17) [略]

(18) 神戸市水路等の占用に関する条例第3条の規定による占用の許可及び条件の付与に関すること（同条第3項による許可の更新を

(7) 法第95条の2第1項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）に規定する公安委員会に対する意見の聴取に関すること（建設事務所が監理する工事又は第3号の規定により委任する権限に係るものに限る。）。

(8)、(9) [略]

| | |
|---|--|
| <p><u>除く。)</u>。</p> <p><u>(19) 神戸市水路等の占用に関する</u> <u>条例第10条の規定による許可の取</u> <u>消しに関すること。</u></p> | |
|---|--|

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。

(公印規則の一部改正)

2 神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|------------------|-------|-----|------------|-----------------------------|-------|------------------|-------|-----|------------|----------------------------|-------|
| 別表第4（第5条、第10条関係） | | | | | | 別表第4（第5条、第10条関係） | | | | | |
| 様式 | 公印の名称 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 用途 | 管守主管課 | 様式 | 公印の名称 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 用途 | 管守主管課 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 73の5 | [略] | [略] | [略] | 規則第54条の4第1号から第36号までに規定する事務 | [略] | 73の5 | [略] | [略] | [略] | 規則第54条の4第1号から第6号までに規定する事務 | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 73の7 | [略] | [略] | [略] | 規則第54条の4第37号から第43号までに規定する事務 | [略] | 73の7 | [略] | [略] | [略] | 規則第54条の4第7号から第13号までに規定する事務 | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |

神戸市公示令達規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月13日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第10号

神戸市公示令達規則の一部を改正する規則

神戸市公示令達規則(昭和25年8月規則第346号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (公示令達の種類) | (公示令達の種類) |
| <p>第1条 本市の公示及び令達は、別に<u>定め</u>のあるものを除く<u>ほか</u>、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 訓令及び内訓に<u>あつては</u>、例規たるべきものはこれを甲とし、一時限りのものはこれを乙としてそれぞれ各別に取り扱うものとする。</p> | <p>第1条 本市の公示及び令達は、別に<u>定</u>のあるものを除く<u>外</u>、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 訓令及び内訓に<u>あつては</u>、例規たるべきものはこれを甲とし、一時限りのものはこれを乙としてそれぞれ各別に取り扱うものとする。</p> |

別記を次のように改める。

別記

1 条例の公示文例

| |
|------------------------------------|
| 年 月 日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。 |
| 何々条例 |
| 何々条例 |
| 年 月 日 |
| 市 長 名 |
| 神戸市条例第 号 |
| 何々条例 |
| 何々…………… |
| 神戸市条例第 号 |
| 何々条例 |
| 何々…………… |

2 規則の公示文例

| |
|---------------|
| 何々規則をここに公布する。 |
| 年 月 日 |
| 市 長 名 |
| 神戸市規則第 号 |

3 告示の公示文例

| |
|----------|
| 神戸市告示第 号 |
| 何々…………… |
| 年 月 日 |
| 市 長 名 |

4 訓令及び内訓の令達文例

| |
|---------|
| 訓令甲第 号 |
| 庁 中 一 般 |
| 区 役 所 |

事業所

何々を次のように定める。

年 月 日

市長名

注 訓令乙及び内訓の文例は、訓令甲の場合に準ずる。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

神戸市告示第182号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月31日

神戸市長 久元 喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

上北古自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区神出町宝勢335番地の1

(3) 代表者の氏名

櫛橋 克治

(4) 代表者の住所

神戸市西区神出町宝勢788番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市西区神出町宝勢788番地」を「神戸市西区神出町宝勢335番地の1」に改める。

(2) 目的

第1条(8)「消防団・婦人会・子供会・老人会・簡易水道組合その他団体活動の助成に関する事項」を「消防団・子供会・老人会・簡易水道組合その他団体活動の助成に関する事項」に改める。

(3) 区域

「神戸市西区神出町宝勢1番地から847番地まで、1416番地から1420番地まで及び4921番地の1、田井1273番地の4、1274番地の1、1277番地の5（但し、1416番地の2、1417番地の2を除外する。）」を「神戸市西区神出町宝勢1番地から847番地まで、1416番地から1420番地まで（但し、1416番地の2、1417番地の2を除外する）、4101番地から5288番地まで及び田井1273番地の4、1274番地の1」に改める。

3 変更の年月日

令和5年4月9日

神戸市告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和5年6月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

| 都市計画の種類 | 都市計画の名称 |
|------------------|----------------------|
| 神戸国際港都建設計画用途地域 | 用途地域 |
| 神戸国際港都建設計画特別用途地区 | すまい・まちなみ形成地区 |
| 神戸国際港都建設計画高度地区 | 高度地区 |
| 神戸国際港都建設計画流通業務団地 | 神戸流通業務団地 西神流通業務団地 |

神戸市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項及び神戸市「財政事情」の公表に関する条例（昭和39年3月条例第73号）の定めるところにより、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間における財政事情を「財政のあらまし」により公表する。

令和5年6月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第185号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月5日

神戸市長 久元喜造

1 名称

布施畑自治会

2 規約に定める目的

この会は、快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること
- (2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること
- (4) 福利、厚生等に関すること
- (5) 生活改善、文化、体育等に関すること
- (6) 防火、防犯等に関すること
- (7) 市政への協力及び他団体との連絡調整に関すること
- (8) その他目的達成に必要なこと

3 区域

神戸市西区伊川谷町布施畑全域

4 主たる事務所

神戸市西区伊川谷町布施畑596番地

5 代表者の氏名

西野 正芳

6 代表者の住所

神戸市西区伊川谷町布施畑590番地1

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

総会において全会員の4分の3以上の同意により解散する

11 認可年月日

令和5年5月29日

神戸市告示第186号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月5日

神戸市長 久元喜造

1 名称

大沢町簾自治会

2 規約に定める目的

この会は、快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること
- (2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること
- (4) 福利、厚生等に関すること
- (5) 生活改善、文化、体育等に関すること
- (6) 防火、防犯等に関すること
- (7) 市政への協力及び他団体との連絡調整に関すること
- (8) その他目的達成に必要なこと

3 区域

神戸市北区大沢町簾全域及び日西原2126番地4、日西原2106番地

4 主たる事務所

神戸市北区大沢町簾292番地

5 代表者の氏名

乗本 佳則

6 代表者の住所

神戸市北区大沢町簾126番地

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

総会において全会員の4分の3以上の同意により解散する

11 認可年月日

令和5年5月31日

神戸市告示第193号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月13日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
垂水自転車保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

| 自転車等の保管及び返還の場所 | 自転車が置かれ、又は放置されていた場所 | 撤去し、及び保管した自転車等の台数 | 撤去し、及び保管した年月日 | 問い合わせ先 |
|--------------------------|----------------------|----------------------|---------------|---|
| 垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所 | 垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 2台 原動機付自転車 0台 | 令和5年4月3日 | 垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234 |
| | 舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 1台 原動機付自転車 0台 | | |
| | 垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 2台 原動機付自転車 0台 | 令和5年4月13日 | |
| | 舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 1台 原動機付自転車 0台 | | |
| | 西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 1台 原動機付自転車 0台 | | |
| | 垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 0台 原動機付自転車 1台 | 令和5年4月17日 | |
| | 舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 1台 原動機付自転車 1台 | | |
| | 垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 2台 原動機付自転車 0台 | 令和5年4月21日 | |
| | 垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 1台 原動機付自転車 1台 | 令和5年4月27日 | |
| | 舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 1台 原動機付自転車 0台 | | |
| | 西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 1台 原動機付自転車 0台 | | |
| | 垂水区管内長期放置 | 自転車 2台 原動機付自転車 1台 | 令和5年4月27日 | |

神戸市告示第194号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年6月13日

神戸市長 久 元 喜 造

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------------------|---------------------|----------|
| 横山整形外科 | 神戸市兵庫区東山町4丁目1番10号 | 令和5年1月1日 |
| 適寿クリニック | 神戸市長田区宮川町1丁目26番5号 | 令和5年5月1日 |
| ふじい皮膚科・アレルギー科クリニック | 神戸市垂水区舞多聞西5丁目1番3号 | 令和5年5月1日 |
| コクミン薬局JR三宮駅東口店 | 神戸市中央区琴ノ緒町5丁目1番301号 | 令和5年5月1日 |

令和5年6月13日 神戸市公報第3812号

神戸市告示第195号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年6月13日

神戸市長 久元喜造

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|----------------|-----------|
| にしむらクリニック | 神戸市西区糺台5丁目6番1号 | 令和5年4月30日 |

神戸市告示第196号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年6月13日

神戸市長 久 元 喜 造

| 名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|--|------------------|-----------|
| (新)はしもと産婦人科 (旧)医療法人社団亀田マ タニティ・レディースク リニック | 神戸市灘区八幡町1丁目8番15号 | 令和5年4月1日 |
| (新)黒木歯科医院 (旧)山田歯科医院 | 神戸市西区学園西町5丁目2番2号 | 令和5年4月30日 |

神戸市告示第197号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年6月13日

神戸市長 久元喜造

| 当該変更にかかる介護事業所の名称 | 当該変更にかかる介護事業所の所在地 | 介護事業者の名称 | 介護事業者の主たる事務所の所在地 | 変更年月日 | サービス種類 |
|----------------------------|---|---------------|-------------------|-----------|--|
| (新)黒木歯科医院 (旧)山田歯科医院 | 神戸市西区学園西町5丁目2-2 | 医療法人社団やまだ会 | 神戸市西区学園西町5丁目2番2号 | 令和5年4月30日 | 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 |
| ヘルパーステーション 菜の花 | (新)神戸市須磨区飛松町5丁目1-22 (旧)神戸市須磨区飛松町2丁目2-4 | メディカルサービス株式会社 | 神戸市須磨区飛松町5丁目1番地の1 | 令和4年7月1日 | 訪問介護 訪問型サービス（独自） その他の生活支援サービス（その他／定率） |

| | | | | | |
|-------------------------------|--|-------------|----------------------|-----------------------|----------------------------|
| みなとがわ あんしんす こやかセン ター | (新)神戸市兵庫 区菊水町5丁目 2番3号 (旧)神戸市兵庫 区菊水町5丁目 4番6号 | 医療法人 尚生会 | 神戸市兵庫 区湊川町3 丁目 | 令和 3 年 10 月 9 日 | 介護予防支援 介護予防ケア マネジメント |
|-------------------------------|--|-------------|----------------------|-----------------------|----------------------------|

神戸市告示第198号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 13 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 柔道整復師

| 施術所の名称 | 施術者の氏名 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|----------------|--------|--------------------|----------------|
| マカナ接骨院 | 中垣 毅士 | 神戸市垂水区塩屋町3丁目14番25号 | 令和 5 年 4 月 1 日 |
| たけだ整骨院 桃山台院 | 谷垣 裕貴 | 神戸市垂水区桃山台2丁目1番1号 | 令和 5 年 5 月 1 日 |

令和5年6月13日 神戸市公報第3812号

神戸市告示第199号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年6月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はりきゅう師

| 施術所の名称 | 施術者の氏名 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|---------------------|--------|-------------------|-----------|
| 藤田 小春（訪問鍼灸たか 兵庫治療院） | 藤田 小春 | 神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9号 | 令和5年4月30日 |
| 藤田 小春（訪問鍼灸たか） | 藤田 小春 | 神戸市北区鈴蘭台西町5丁目1番1号 | 令和5年4月30日 |

2 柔道整復師

| 施術所の名称 | 施術者の氏名 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|--------------------|--------|------------------|-----------|
| 藤田 智也（たけだ整骨院 桃山台院） | 藤田 智也 | 神戸市垂水区桃山台2丁目1番1号 | 令和5年4月30日 |

神戸市告示第200号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、ファミリータウン鈴蘭台自治会、学が丘4丁目自治会、上須磨自治会、神和台自治会、第二神明自治会、桃山台自治会、北五葉4丁目小松すずらん台自治会、鳴子自治会、脇自治会、若草町自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月13日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

| | | | |
|--------|---------------------|-------------------|-------------------|
| 名称 | ファミリータウン鈴蘭台自治会 | 学が丘4丁目自治会 | 上須磨自治会 |
| 主たる事務所 | 神戸市北区鈴蘭台西町4丁目13番1号 | 神戸市垂水区学が丘4丁目8番37号 | 神戸市須磨区緑が丘1丁目1番11号 |
| 代表者の氏名 | 西野 高広 | 石川 久子 | 三好 政一 |
| 代表者の住所 | 神戸市北区鈴蘭台西町4丁目10番22号 | 神戸市垂水区学が丘4丁目8番37号 | 神戸市須磨区緑が丘1丁目4番18号 |

| | | | |
|--------|-----------------------|---------------------|---------------------|
| 名称 | 神和台自治会 | 第二神明自治会 | 桃山台自治会 |
| 主たる事務所 | 神戸市西区学園東町7丁目128番地 | 神戸市西区南別府4丁目263番地の20 | 神戸市垂水区桃山台4丁目1番地の12 |
| 代表者の氏名 | 岩崎 純子 | 中本 輝男 | 佐伯 精子 |
| 代表者の住所 | 神戸市垂水区神和台1丁目2133番地の18 | 神戸市西区南別府4丁目263番地の48 | 神戸市垂水区桃山台1丁目12番地の22 |

| | | | |
|--------|------------------|------------------|--------------------|
| 名称 | 北五葉4丁目小松すずらん台自治会 | 鳴子自治会 | 脇自治会 |
| 主たる事務所 | 神戸市北区北五葉4丁目14番1号 | 神戸市北区鳴子1丁目10番地の4 | 神戸市西区伊川谷町上脇351番地の5 |
| 代表者の氏名 | 二子 美和 | 河知 秀晃 | 上田 和宏 |
| 代表者の住所 | 神戸市北区北五葉4丁目14番1号 | 神戸市北区鳴子2丁目10番地の7 | 神戸市西区伊川谷町上脇350番地の1 |

| | |
|--------|--------------------|
| 名称 | 若草町自治会 |
| 主たる事務所 | 神戸市須磨区若草町2丁目19番地の8 |
| 代表者の氏名 | 雑賀 淳 |
| 代表者の住所 | 神戸市須磨区若草町2丁目7番地の5 |

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) ファミールタウン鈴蘭台自治会 令和5年4月9日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|--------------------|---------------------|
| 代表者の氏名 | 小崎 正道 | 西野 高広 |
| 代表者の住所 | 神戸市北区鈴蘭台西町4丁目13番4号 | 神戸市北区鈴蘭台西町4丁目10番22号 |

(2) 学が丘4丁目自治会 令和5年3月28日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|--------------------|-------------------|
| 主たる事務所 | 神戸市垂水区学が丘4丁目11番38号 | 神戸市垂水区学が丘4丁目8番37号 |
| 代表者の氏名 | 徳田 砂世子 | 石川 久子 |
| 代表者の住所 | 神戸市垂水区学が丘4丁目11番38号 | 神戸市垂水区学が丘4丁目8番37号 |

(3) 上須磨自治会 令和5年4月16日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|-------------------|-------------------|
| 代表者の氏名 | 吉見 晴美 | 三好 政一 |
| 代表者の住所 | 神戸市須磨区緑が丘1丁目15番6号 | 神戸市須磨区緑が丘1丁目4番18号 |

(4) 神和台自治会 令和5年4月23日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|--------------------|-----------------------|
| 代表者の氏名 | 保科 登志子 | 岩崎 純子 |
| 代表者の住所 | 神戸市垂水区神和台1丁目6番地の11 | 神戸市垂水区神和台1丁目2133番地の18 |

(5) 第二神明自治会 令和5年5月2日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|---------------------|---------------------|
| 代表者の氏名 | 米澤 重雄 | 中本 輝男 |
| 代表者の住所 | 神戸市西区南別府4丁目341番地の94 | 神戸市西区南別府4丁目263番地の48 |

(6) 桃山台自治会 令和5年4月2日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|--------------------|---------------------|
| 代表者の氏名 | 西田 智賀子 | 佐伯 精子 |
| 代表者の住所 | 神戸市垂水区桃山台5丁目4番地の13 | 神戸市垂水区桃山台1丁目12番地の22 |

(7) 北五葉4丁目小松すずらん台自治会 令和5年4月1日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|------------------|------------------|
| 主たる事務所 | 神戸市北区北五葉4丁目15番8号 | 神戸市北区北五葉4丁目14番1号 |
| 代表者の氏名 | 池田 悦子 | 二子 美和 |
| 代表者の住所 | 神戸市北区北五葉4丁目15番8号 | 神戸市北区北五葉4丁目14番1号 |

(8) 鳴子自治会 令和3年4月4日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|------------------|------------------|
| 代表者の氏名 | 麦谷 千鶴 | 山下 絵里子 |
| 代表者の住所 | 神戸市北区鳴子2丁目13番地の9 | 神戸市北区鳴子2丁目6番地の15 |

令和4年4月3日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|------------------|-----------------|
| 代表者の氏名 | 山下 絵里子 | 舟橋 健雄 |
| 代表者の住所 | 神戸市北区鳴子2丁目6番地の15 | 神戸市北区鳴子1丁目5番地の4 |

令和5年4月9日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|-----------------|------------------|
| 代表者の氏名 | 舟橋 健雄 | 河知 秀晃 |
| 代表者の住所 | 神戸市北区鳴子1丁目5番地の4 | 神戸市北区鳴子2丁目10番地の7 |

(9) 脇自治会 令和5年4月1日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|--------------------|--------------------|
| 代表者の氏名 | 三浦 崇明 | 上田 和宏 |
| 代表者の住所 | 神戸市西区伊川谷町上脇622番地の3 | 神戸市西区伊川谷町上脇350番地の1 |

(10) 若草町自治会 令和5年4月16日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|--------------------|-------------------|
| 代表者の氏名 | 佐々木 信也 | 雑賀 淳 |
| 代表者の住所 | 神戸市須磨区若草町2丁目21番地の7 | 神戸市須磨区若草町2丁目7番地の5 |

神戸市告示第201号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年6月13日

神戸市長 久元喜造

| 事業所番号 | 事業所等の名称 | 事業所等の所在地 | 指定申請者の名称 | 指定申請者の所在地 | 指定年月日 | サービス種類 |
|------------|-----------|---|-------------|-----------------------------------|----------|--------|
| 2810501870 | 株式会社キャビン | 兵庫県神戸市兵庫区大開通1-1-16 シンプルライフ新開地 404 | 株式会社キャビン | 兵庫県神戸市兵庫区東山町4丁目16-1 アーバニス神戸東山 602 | 令和5年5月1日 | 居宅介護 |
| 2810701561 | けいぞくKOB E | 兵庫県神戸市須磨区東落合3丁目12-13 クイーンズコート東落合C棟 102号 | 株式会社ケイゾクS&S | 兵庫県三木市志染町中自由が丘2丁目139番地の10 | 令和5年5月1日 | 居宅介護 |
| 2810701561 | けいぞくKOB E | 兵庫県神戸市須磨区東落合3丁目12-13 クイーンズコート東落合C棟 102号 | 株式会社ケイゾクS&S | 兵庫県三木市志染町中自由が丘2丁目139番地の10 | 令和5年5月1日 | 重度訪問介護 |

令和5年6月13日 神戸市公報第3812号

| | | | | | | |
|------------|--------------------------|---|-----------------------|---------------------------|----------|------------|
| 2810701561 | けいぞく K O B E | 兵庫県神戸市須磨区東落合3丁目12-13 クイーンズコート 東落合C棟 102号 | 株式会社 ケイゾク S & S | 兵庫県三木市志染町中自由が丘2丁目139番地の10 | 令和5年5月1日 | 同行援護 |
| 2810101465 | ケアフレンド 若草園 | 兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目17-7-1 グランデ 石屋川Ⅲ 101号室 | 株式会社 神鷲 | 兵庫県神戸市灘区薬師通2丁目2番11-302号 | 令和5年5月1日 | 居宅介護 |
| 2810101465 | ケアフレンド 若草園 | 兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目17-7-1 グランデ 石屋川Ⅲ 101号室 | 株式会社 神鷲 | 兵庫県神戸市灘区薬師通2丁目2番11-302号 | 令和5年5月1日 | 重度訪問介護 |
| 2810101465 | ケアフレンド 若草園 | 兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目17-7-1 グランデ 石屋川Ⅲ 101号室 | 株式会社 神鷲 | 兵庫県神戸市灘区薬師通2丁目2番11-302号 | 令和5年5月1日 | 行動援護 |
| 2810801932 | 就労継続支援 B型事業所 O N E | 兵庫県神戸市垂水区清水が丘3丁目6-20 シェトワ北川 4階 | 株式会社 I B I S | 兵庫県加古郡稲美町野谷552番地の5 | 令和5年5月1日 | 就労継続支援（B型） |

令和5年6月13日 神戸市公報第3812号

| | | | | | | |
|------------|--------------------------|---------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|----------|-------------|
| 2815102286 | 就労移行支援事業所 CONNECT神戸三宮 | 兵庫県神戸市中央区八幡通4-2-18 昭和住宅・福本ビル301 | 株式会社 mooble | 大阪府大阪市北区曾根崎新地二丁目3番13号 若杉大阪駅前ビル801 | 令和5年5月1日 | 就労移行支援（一般型） |
| 2815102294 | デジタルアートセンター神戸三宮 | 兵庫県神戸市中央区加納町4丁目8-17 TAKAIB.L.D301号 | 株式会社 ハーバーワークス | 兵庫県伊丹市御願塚3丁目10番34号 | 令和5年5月1日 | 就労継続支援（B型） |
| 2825000363 | グループホームスピカ | 兵庫県神戸市北区藤原台南町4丁目22番10号 | 合同会社 エムケアーズ | 兵庫県神戸市灘区桜ヶ丘町16番47号 | 令和5年5月1日 | 共同生活援助 |
| 2810701579 | 珠珠 | 兵庫県神戸市須磨区前池町3丁目1-14 丸高ビル2階 | 合同会社 千珠 | 兵庫県神戸市須磨区前池町3丁目1-14 丸高ビル2階 | 令和5年5月1日 | 就労継続支援（B型） |
| 2810602090 | シン事業所 | 兵庫県神戸市長田区庄山町2丁目5番13号 FB板宿 | 特定非営利活動法人 シン-心 | 兵庫県神戸市兵庫区和田崎町3丁目3番5号 | 令和5年5月1日 | 就労継続支援（B型） |
| 2810602108 | くれよんホーム神楽 | 兵庫県神戸市長田区神楽町5丁目3番14-2号 | 特定非営利活動法人 知的障害児・者療育サポートセン | 兵庫県神戸市長田区若松町4丁目4番1号 アスタクエスタ南棟503 | 令和5年5月1日 | 短期入所 |

| | | | | | | |
|------------|--|---|---|---|--------------|--------------------|
| | | | ター・く れよん | 号室 | | |
| 2820600183 | くれよ んホー ム神楽 | 兵庫県神 戸市長田 区神楽町 5丁目3 番 14-2号 | 特定非営 利活動法 人知的障 害児・者 療育サポ ートセン ター・く れよん | 兵庫県神戸 市長田区若 松町4丁目 4番1号ア スタクエス タ南棟503 号室 | 令和5年5月1 日 | 共同生活 援助 |
| 2815202136 | 多機能 型パー トナ ー・ユウ (就労 継続支 援B ふたば) | 兵庫県神 戸市西区 玉津町出 合 176-5 | 有限会社 ケアーラ イフたる み | 兵庫県神戸 市垂水区多 聞台二丁目 16番2号 | 令和5年5月1 日 | 就労継続 支援(B 型) |

神戸市告示第202号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 14 第 1 項の指定一般相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和5年6月13日

神戸市長 久 元 喜 造

| 事業所番号 | 事業所等の名称 | 事業所等の所在地 | 指定申請者の名称 | 指定申請者の所在地 | 指定年月日 | サービス種類 |
|------------|-----------|-----------------------------------|------------------|----------------------|----------|--------|
| 2835200201 | s o l i s | 兵庫県神戸市西区水谷三丁目13番13号ダイワ運輸本社ビル1階A号室 | I n f i n i 株式会社 | 兵庫県神戸市北区松宮台1丁目5番地の18 | 令和5年5月1日 | 地域移行支援 |
| 2835200201 | s o l i s | 兵庫県神戸市西区水谷三丁目13番13号ダイワ運輸本社ビル1階A号室 | I n f i n i 株式会社 | 兵庫県神戸市北区松宮台1丁目5番地の18 | 令和5年5月1日 | 地域定着支援 |

神戸市告示第203号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和5年6月13日

神戸市長 久元喜造

| 事業所番号 | 事業所等の名称 | 事業所等の所在地 | 指定申請者の名称 | 指定申請者の所在地 | 指定年月日 | サービス種類 |
|------------|--------------|-----------------------------------|------------------|------------------------|----------|--------|
| 2835200201 | s o l i s | 兵庫県神戸市西区水谷三丁目13番13号ダイワ運輸本社ビル1階A号室 | I n f i n i 株式会社 | 兵庫県神戸市北区松宮台1丁目5番地の18 | 令和5年5月1日 | 計画相談支援 |
| 2835100153 | クオリティ・オブ・ライフ | 兵庫県神戸市中央区雲井通3-15-13-1F | クオリティ・オブ・ライフ合同会社 | 兵庫県神戸市中央区雲井通3丁目5番13号1階 | 令和5年5月1日 | 計画相談支援 |

神戸市告示第204号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年6月13日

神戸市長 久 元 喜 造

| 事業所番号 | 事業所等の名称 | 事業所等の所在地 | 指定申請者の名称 | 指定申請者の所在地 | 廃止年月日 | サービス種類 |
|------------|------------|---------------------------------|----------------|------------------------|-----------|--------|
| 2810801486 | カンナサミット | 兵庫県神戸市垂水区名谷町1011-1グリーンハイツ松本204号 | 株式会社 甲斐総合企画 | 兵庫県神戸市垂水区名谷町1011-1-204 | 令和5年4月30日 | 重度訪問介護 |
| 2810500930 | ケアステーション 樹 | 兵庫県神戸市兵庫区永沢町二丁目1番23号バンブーイン | 有限会社 昭栄冷暖房 | 兵庫県神戸市兵庫区永沢町二丁目1番23号 | 令和5年4月30日 | 居宅介護 |
| 2810500930 | ケアステーション 樹 | 兵庫県神戸市兵庫区永沢町二丁目1番23号バンブーイン | 有限会社 昭栄冷暖房 | 兵庫県神戸市兵庫区永沢町二丁目1番23号 | 令和5年4月30日 | 重度訪問介護 |
| 2810500930 | ケアステーション 樹 | 兵庫県神戸市兵庫区永沢町二丁目1番23号バンブーイン | 有限会社 昭栄冷暖房 | 兵庫県神戸市兵庫区永沢町二丁目1番23号 | 令和5年4月30日 | 同行援護 |

神戸市告示第205号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和5年6月13日

神戸市長 久元喜造

| 事業所番号 | 事業所等の名称 | 事業所等の所在地 | 指定申請者の名称 | 指定申請者の所在地 | 指定年月日 | サービス種類 |
|------------|--|---------------------------------|---------------------------|-------------------------------|----------|------------|
| 2850700176 | I P P O プログラミング須磨校 | 兵庫県神戸市須磨区道正台1丁目1-1 須磨パークヒルズA棟2号 | 一般社団法人神戸障害児スポーツ振興協会 | 兵庫県神戸市長田区神楽町2丁目3-1-402 | 令和5年5月1日 | 放課後等デイサービス |
| 2850100385 | a f t e r - s c h o o l p r o g r a m るくーる | 兵庫県神戸市東灘区青木5丁目17番6号 大窪マンション1階 | 株式会社 Le e t i n c e l l e | 兵庫県神戸市長田区平和台町2丁目12番20号 | 令和5年5月1日 | 児童発達支援 |
| 2850100385 | a f t e r - s c h o o l p r o g r a m るくーる | 兵庫県神戸市東灘区青木5丁目17番6号 大窪マンション1階 | 株式会社 Le e t i n c e l l e | 兵庫県神戸市長田区平和台町2丁目12番20号 | 令和5年5月1日 | 放課後等デイサービス |
| 2850500238 | 親どりこんこんことばとまなび教室2 | 兵庫県神戸市兵庫区中道通1丁目1-8-6F BALOHビル | 株式会社 プルメリア | 兵庫県神戸市中央区北長狭通6丁目1-11 大和研装ビル6F | 令和5年5月1日 | 児童発達支援 |

令和5年6月13日 神戸市公報第3812号

| | | | | | | |
|------------|--------------------------------|--|---------------------|---|--------------|----------------|
| 2850500238 | 親どりこん こん こと ばとまなび 教室2 | 兵庫県神戸 市兵庫区中 道通1丁目 1-8-6 F BALOH ビル | 株式会社 プルメリア | 兵庫県神戸 市中央区北 長狭通6丁 目1-11 大和研装ビ ル6 F | 令和5年5 月1日 | 放課後等デ イサービス |
| 2850800273 | ポップ | 兵庫県神戸 市垂水区向 陽2丁目6 番18号 向陽センタ ービル104 号室 | 株式会社エ クセルフエ ア | 兵庫県神戸 市垂水区福 田1丁目9 -24-2 | 令和5年5 月1日 | 児童発達支 援 |
| 2850800273 | ポップ | 兵庫県神戸 市垂水区向 陽2丁目6 番18号 向陽センタ ービル104 号室 | 株式会社エ クセルフエ ア | 兵庫県神戸 市垂水区福 田1丁目9 -24-2 | 令和5年5 月1日 | 放課後等デ イサービス |
| 2850200219 | 放課後デイ サービス できる | 兵庫県神戸 市灘区高羽 町2-4-19 プラス六甲 108号 | 吉田工業株 式会社 | 大阪府大阪 市住之江区 泉2丁目8 番9号 | 令和5年5 月1日 | 児童発達支 援 |
| 2850200219 | 放課後デイ サービス できる | 兵庫県神戸 市灘区高羽 町2-4-19 プラス六甲 108号 | 吉田工業株 式会社 | 大阪府大阪 市住之江区 泉2丁目8 番9号 | 令和5年5 月1日 | 放課後等デ イサービス |

神戸市告示第206号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和5年6月13日

神戸市長 久 元 喜 造

| 事業所番号 | 事業所等の名称 | 事業所等の所在地 | 指定申請者の名称 | 指定申請者の所在地 | 指定年月日 | サービス種類 |
|------------|-----------|-----------------------------------|------------------|----------------------|----------|---------|
| 2875200178 | s o l i s | 兵庫県神戸市西区水谷三丁目13番13号ダイワ運輸本社ビル1階A号室 | I n f i n i 株式会社 | 兵庫県神戸市北区松宮台1丁目5番地の18 | 令和5年5月1日 | 障害児相談支援 |

神戸市告示第207号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和5年6月13日

神戸市長 久 元 喜 造

| 事業所番号 | 事業所等の名称 | 事業所等の所在地 | 指定申請者の名称 | 指定申請者の所在地 | 廃止年月日 | サービス種類 |
|------------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|--------|
| 2850200631 | こどもの家・とまり木 | 兵庫県神戸市灘区一王山町8-7 | 特定非営利活動法人福祉ネット寿 | 兵庫県神戸市灘区一王山町8-8 | 令和5年4月30日 | 児童発達支援 |

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和5年6月1日

神戸市長 久 元 喜 造

| 都市計画の種類 | 都市計画の名称 |
|------------------|----------------------|
| 神戸国際港都建設計画用途地域 | 用途地域 |
| 神戸国際港都建設計画特別用途地区 | すまい・まちなみ形成地区 |
| 神戸国際港都建設計画高度地区 | 高度地区 |
| 神戸国際港都建設計画流通業務団地 | 神戸流通業務団地 西神流通業務団地 |

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示（令和5年兵庫県告示）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和5年6月13日

神戸市長 久元喜造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 6. 35号 岩岡神出線

3 事務所の所在地

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号

4 事業地の所在

ア 収用の部分

兵庫県明石市大久保町大窪並びに神戸市上新地1丁目、
岩岡町古郷及び岩岡地内

イ 使用の部分

なし

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号神戸市建設局道路工務課において公衆の縦覧に供します。

令和5年6月13日

神戸市長 久元喜造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 6. 35号 岩岡神出線

3 事業施行期間

自令和5年5月30日、至令和12年3月31日

4 事業地

ア 収用の部分

兵庫県明石市大久保町大窪並びに神戸市上新地1丁目、
岩岡町古郷及び岩岡地内

イ 使用の部分

なし

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可の告示（令和5年兵庫県告示）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和5年6月13日

神戸市長 久元喜造

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3. 6. 35号 岩岡神出線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号
- 4 事業地の所在
 - ア 収用の部分
変更なし
 - イ 使用の部分
なし

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の事業計画の変更認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号神戸市建設局道路工務課において公衆の縦覧に供します。

令和5年6月13日

神戸市長 久元喜造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 6. 35号 岩岡神出線

3 事業施行期間

自令和3年4月20日、至令和12年3月31日

4 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

神戸市公告

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に基づき都市再生整備計画を作成したので、同法第46条第29項により準用する第28項の規定により都市再生整備計画（下記に示す地区）を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階 神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和5年6月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

記

神戸都心・ウォーターフロント地区（第2期）（第7回変更）

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第3項ただし書の規定による許可の申請に関し、同条第15項の規定により次のとおり公開による意見の聴取を行うので、利害関係者で意見のある人は御参集ください。

令和5年6月13日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

1 許可しようとする建築物の建築の計画

- (1) 申請者の氏名 株式会社 神戸垂水学校給食サービス 代表取締役 山本 徳憲
- (2) 建築物の敷地の所在 神戸市垂水区狩口台3丁目7
- (3) 建築物の用途 工場（学校給食共同調理場）
- (4) 工事の種別 新築
- (5) 建築物の構造及び規模

ア 構造 鉄骨造

イ 規模

| | |
|-------------------|---|
| 敷地面積 | 6,109.53 平方メートル |
| 建築面積 | 2,183.99 平方メートル |
| 延べ面積 (許可対象床面積) | 4,960.12 平方メートル (工場（学校給食共同調理場）4,960.12 平方メートル) |
| 階数 | 地上3階 |

2 意見の聴取の期日及び場所

- (1) 期日 令和5年6月26日（月）午後3時から
- (2) 場所 神戸市垂水区狩口台3丁目1番2号

神戸市立西舞子小学校 1階 ランチルーム

- 3 連絡先 神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課 電話078-595-6554
- 4 その他 当日は午後2時30分から会場にて受付を行います。

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年6月13日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

| 土地の表示 | | | | | | 変更内容 |
|-------|---|-------|----|-------------------------|------------------------|--------------|
| 市 | 区 | 町 | 字 | 地番 | 面積 | |
| 神戸 | 北 | 淡河町野瀬 | 西沢 | 612番1 のうち 別図の斜線部分 | 320㎡ のうち 190.24㎡ | 農用地区域から除外する。 |

別図は省略する。

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年6月13日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年6月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

御影クラッセ

神戸市東灘区御影中町3丁目2番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|--------------------|-------------------------|----------------|
| 株式会社阪急阪神百貨店 | 大阪市北区角田町8番7号 | 代表取締役 荒木 直也 |
| 株式会社パーク・コーポレーション | 東京都港区南青山5丁目1番2号 | 代表取締役 井上 英明 |
| 株式会社ヘルスライフ | 京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町536番地 | 代表取締役 中平 進也 |
| 株式会社キャメル珈琲 | 東京都世田谷区代田2丁目31番8号 | 代表取締役 尾田 信夫 |
| 白鶴酒造株式会社 | 神戸市東灘区住吉南町4丁目5番5号 | 代表取締役 嘉納 健二 |
| 山崎製パン株式会社 | 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号 | 代表取締役 飯島 延浩 |
| ブルーブルーエジパン株式会社 | 東京都渋谷区神宮前6丁目13番3号 | 代表取締役 神山 邦雄 |
| 株式会社ストライプインターナショナル | 岡山市北区幸町2番8号 | 代表取締役 立花 隆央 |
| 株式会社コックス | 東京都中央区日本橋浜町1丁目2番1号 | 代表取締役 三宅 英木 |
| 株式会社ココカラファインヘルスケア | 横浜市港北区新横浜3丁目17番6号 | 代表取締役 塚本 厚志 |
| 株式会社ジンズ | 群馬県前橋市川原町2丁目26番地4 | 代表取締役 田中 仁 |

| | | |
|------------------------------------|----------------------------|-----------------|
| 株式会社ブギーインター ナショナル | 大阪市中央区安土町3丁目3番9号 | 代表取締役 中山 善夫 |
| 株式会社エヌディシー ジャパン | 香川県高松市番町1丁目6番6号 | 代表取締役 石井 浩一 |
| 株式会社東急ハンズ | 東京都新宿区新宿6丁目27番30号 | 代表取締役 木村 成一 |
| 株式会社ルック | 広島県福山市笠岡町4番23号 | 代表取締役 岡崎 芳明 |
| 株式会社チュチュアンナ | 大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目3番 1号 | 代表取締役 上田 崇敦 |
| 株式会社H&S | 兵庫県明石市立石2丁目1番34号- 48 | 代表取締役 稲田 美枝子 |
| ma テレコム株式会社 | 東京都江東区豊洲3丁目2番24号 | 代表取締役 柴崎 秀紀 |
| 株式会社L' Appa r t m e n t K o b e | 神戸市東灘区御影塚町2丁目3番12- 102号 | 代表取締役 濱本 亮平 |
| 株式会社西尾 | 大阪市福島区吉野2丁目13番18号 | 代表取締役 西尾 高行 |
| 株式会社ジュー ユー | 山口県山口市佐山10717番地1 | 代表取締役 柚木 治 |
| 株式会社良品計画 | 東京都豊島区東池袋4丁目26番3号 | 代表取締役 堂前 宣夫 |
| 株式会社AOKI | 横浜市都筑区葛が谷6番56号 | 代表取締役 上田 雄久 |
| 株式会社ティーガイア | 東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号 | 代表取締役 金治 伸隆 |
| 株式会社エイトカンパ ニー | 神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地 | 代表取締役 野口 良治 |
| 金子眼鏡株式会社 | 福井県鯖江市吉江町712番地2 | 代表取締役 金子 真也 |
| 株式会社ザ・クロックハ ウス | 東京都中央区築地4丁目1番1号 | 代表取締役 平野 信之 |
| 株式会社オリンピア | 名古屋市中区平和1丁目6番1号 | 代表取締役 加藤 通浩 |
| 株式会社赤ちゃん本舗 | 大阪市中央区南本町3丁目3番21号 | 代表取締役 味志 謙司 |
| 株式会社エービーシー・ マート | 東京都渋谷区神南1丁目11番5号 | 代表取締役 野口 実 |
| 株式会社ハニーズホール ディングス | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27 番地の1 | 代表取締役 江尻 義久 |
| 株式会社セリア | 岐阜県大垣市外渚2丁目38番地 | 代表取締役 河合 映治 |
| 株式会社東京デリカ | 東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号 | 代表取締役 木山 剛史 |
| 藤久株式会社 | 名古屋市中東区高社1丁目210番地 | 代表取締役 中松 健一 |
| 株式会社メトロ書店 | 長崎市出島町5番2号 | 代表取締役 川崎 孝 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあつては代表者の氏名 |
|------------------------|-------------------------|-----------------|
| 株式会社阪急阪神百貨店 | 大阪市北区角田町8番7号 | 代表取締役 山口 俊比古 |
| 株式会社パーク・コーポレーション | 東京都港区南青山5丁目6番26号7階 | 代表取締役 井上 英明 |
| 株式会社ヘルスライフ | 京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町536番地 | 代表取締役 中平 進也 |
| 株式会社キャメル珈琲 | 東京都世田谷区代田2丁目31番8号 | 代表取締役 尾田 信夫 |
| 白鶴酒造株式会社 | 神戸市東灘区住吉南町4丁目5番5号 | 代表取締役 嘉納 健二 |
| 山崎製パン株式会社 | 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号 | 代表取締役 飯島 延浩 |
| 株式会社ココカラファインヘルスケア | 横浜市港北区新横浜3丁目17番6号 | 代表取締役 塚本 厚志 |
| 株式会社ジズ | 群馬県前橋市川原町2丁目26番地4 | 代表取締役 田中 仁 |
| 株式会社ブギーインターナショナル | 大阪府中央区安土町3丁目3番9号 | 代表取締役 中山 善夫 |
| 株式会社エヌディシージャパン | 香川県高松市番町1丁目6番6号 | 代表取締役 石井 浩一 |
| 株式会社ハンズ | 東京都新宿区新宿6丁目27番30号 | 代表取締役 桜井 悟 |
| 株式会社コックス | 東京都中央区日本橋浜町1丁目2番1号 | 代表取締役 三宅 英木 |
| 楽天モバイル株式会社 | 東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 | 代表取締役 三木谷 浩史 |
| ブルーブルーエジパン株式会社 | 東京都新宿区下落合2丁目17番7号 | 代表取締役 神山 邦雄 |
| 株式会社チュチュアンナ | 大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目3番1号 | 代表取締役 上田 崇敦 |
| 株式会社H&S | 兵庫県明石市立石2丁目1番34号-48 | 代表取締役 稲田 美枝子 |
| maテレコム株式会社 | 東京都江東区豊洲3丁目2番24号 | 代表取締役 柴崎 秀紀 |
| 株式会社L'Appartement Kobe | 神戸市東灘区御影塚町2丁目3番12-102号 | 代表取締役 濱本 亮平 |
| 株式会社ジュー | 山口県山口市佐山10717番地1 | 代表取締役 柚木 治 |
| 株式会社良品計画 | 東京都豊島区東池袋4丁目26番3号 | 代表取締役 堂前 宣夫 |
| 株式会社AOKI | 横浜市都筑区葛が谷6番56号 | 代表取締役 森 裕隆 |
| 株式会社ティーガイア | 東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号 | 代表取締役 石田 将人 |

| | | |
|------------------|------------------------|----------------|
| 株式会社エイトカンパニー | 神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地 | 代表取締役 野口 良治 |
| 金子眼鏡株式会社 | 福井県鯖江市吉江町712番地2 | 代表取締役 金子 真也 |
| 株式会社ザ・クロックハウス | 東京都中央区築地4丁目1番1号 | 代表取締役 平野 信之 |
| 株式会社オリンピア | 名古屋市中区平和1丁目6番1号 | 代表取締役 加藤 通浩 |
| 株式会社赤ちゃん本舗 | 大阪市中央区南本町3丁目3番21号 | 代表取締役 味志 謙司 |
| 株式会社エービーシー・マート | 東京都渋谷区神南1丁目11番5号 | 代表取締役 野口 実 |
| 株式会社ハニーズホールディングス | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 代表取締役 江尻 英介 |
| 株式会社セリア | 岐阜県大垣市外渕2丁目38番地 | 代表取締役 河合 映治 |
| 株式会社東京デリカ | 東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号 | 代表取締役 木山 剛史 |
| 藤久株式会社 | 名古屋市中東区高社1丁目210番地 | 代表取締役 筒井 和宏 |
| 株式会社メトロ書店 | 長崎市出島町5番2号 | 代表取締役 川崎 孝 |
| 未定5店舗 | | |

3 変更の年月日及び変更する理由

令和5年1月31日 退店等のため

4 届出年月日

令和5年3月24日

5 縦覧期間

令和5年6月13日から令和5年10月13日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年6月13日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年6月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール神戸北

神戸市北区上津台8丁目1番1号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|---------------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 | 代表取締役 橋本 勝 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|----------------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 | 代表取締役 大山 一也 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|-----------------|--------------------|---------------|
| 愛眼株式会社 | 大阪市天王寺区大道4丁目9番12号 | 代表取締役 下條 三千夫 |
| 株式会社アイジーエー | 東京都江東区豊洲5丁目5番13号 | 代表取締役 五十嵐 昭順 |
| アイ・ティー・エックス株式会社 | 横浜市西区みなとみらい2丁目3番3号 | 代表取締役 野島 廣司 |
| 株式会社AOKI | 横浜市都筑区葛が谷6番56号 | 代表取締役 諏訪 健治 |
| 青山商事株式会社 | 広島県福山市王子町1丁目3番5号 | 代表取締役 青山 理 |

令和5年6月13日 神戸市公報第3812号

| | | |
|---------------------------|---------------------|--------------|
| 株式会社アスブルンド | 東京都港区三田3丁目13番16号 | 代表取締役 西川 信一 |
| 株式会社アダストリア | 東京都渋谷区渋谷2丁目21番1号 | 代表取締役 福田 三千男 |
| 株式会社アミナコレクション | 横浜市緑区鴨居4丁目50番1号 | 代表取締役 進藤 さわと |
| 株式会社アリー | 岡山市南区藤田564番地253 | 代表取締役 藤田 和代 |
| 株式会社アルカスイインターナショナル | 神戸市中央区港島中町6丁目8番1号 | 代表取締役 内山 誠一 |
| イオンリテール株式会社 | 千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 | 代表取締役 井手 武美 |
| 株式会社イング | 神戸市中央区港島南町4丁目6番2 | 代表取締役 向井 孝司 |
| 株式会社インザグラーヴ | 東京都墨田区横川2丁目7番12号 | 代表取締役 黒瀬 裕治 |
| 株式会社ウィゴ | 東京都渋谷区恵比寿南1丁目16番3号 | 代表取締役 園田 恭輔 |
| 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション | 名古屋市名東区上社1丁目901番地 | 代表取締役 白川 篤典 |
| ウエルシア薬局株式会社 | 東京都千代田区外神田2丁目2番15号 | 代表取締役 松本 忠久 |
| 有限会社ウッディーハウス | 京都府舞鶴市丹波88番地 | 代表取締役 志摩 幹一郎 |
| 株式会社エディオン | 広島市中区紙屋町2丁目1番18号 | 代表取締役 久保 允誉 |
| 株式会社F・O・インターナショナル | 神戸市中央区三宮町2丁目4番1号 | 代表取締役 小島 行由 |
| 株式会社おく田 | 岐阜県岐阜市神田町6丁目18番地 | 代表取締役 奥田 隆 |
| オルビス株式会社 | 東京都品川区平塚2丁目1番14号 | 代表取締役 小林 琢磨 |
| 株式会社オンワード樫山 | 東京都中央区日本橋3丁目10番5号 | 代表取締役 大澤 道雄 |
| 菅田株式会社 | 岡山県津山市川崎1902番地3 | 代表取締役 菅田 拓平 |
| キクヤ図書販売株式会社 | 神戸市兵庫区出在家町2丁目2番21号 | 代表取締役 工藤 健一 |
| 株式会社キャメル珈琲 | 東京都世田谷区代田2丁目31番8号 | 代表取締役 尾田 信夫 |
| 株式会社キャン | 東京都中央区銀座4丁目12番15号 | 代表取締役 立花 隆央 |
| 株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス | 東京都品川区東五反田5丁目10番18号 | 代表取締役 岡本 晴彦 |
| 株式会社クロスカンパニー | 岡山市北区幸町2番8号 | 代表取締役 石川 康晴 |
| 株式会社コーエン | 東京都港区赤坂8丁目1番19号 | 代表取締役 藤澤 光徳 |
| 株式会社コカ | 横浜市神奈川区鶴屋町3丁目35番1号 | 代表取締役 吉田 健一郎 |
| 株式会社コックス | 東京都中央区日本橋浜町1丁目2番1号 | 代表取締役 吉竹 英典 |
| 株式会社コージイコーポレーション | 大阪市中央区南船場1丁目16番10号 | 代表取締役 高林 更次 |

令和5年6月13日 神戸市公報第3812号

| | | |
|-----------------------|----------------------|--------------|
| コムテックサービス株式会社 | 大阪市北区堂島2丁目2番8号 | 代表取締役 中谷 健一 |
| 株式会社ジェイ・ビー | 大阪市北区梅田3丁目3番20号 | 代表取締役 光岡 利久 |
| 株式会社ジーフット | 東京都中央区新川1丁目23番5号 | 代表取締役 木下 尚久 |
| 株式会社 J&S | 東京都港区白金台2丁目14番10号 | 代表取締役 太田 明男 |
| 株式会社ジェニイ | 大阪府中央区安土町1丁目5番8号 | 代表取締役 平原 亮太 |
| 株式会社シナジーグローバル | 大阪府豊中市玉井町1丁目1番1号 | 代表取締役 田中 優佳子 |
| 島村楽器株式会社 | 東京都江戸川区平井6丁目37番3号 | 代表取締役 広瀬 利明 |
| 株式会社ジズ | 東京都渋谷区神宮前2丁目34番17号 | 代表取締役 田中 仁 |
| 株式会社新保哲也アトリエ | 神戸市中央区加納町4丁目10番21号 | 代表取締役 新保 哲也 |
| 株式会社スタイルフォース | 神戸市中央区港島中町6丁目8番1 | 代表取締役 長元 明 |
| 株式会社ストライプインターナショナル | 岡山市北区幸町2番8号 | 代表取締役 石川 康晴 |
| 株式会社ストーンマーケット | 福岡市中央区港2丁目11番4号 | 代表取締役 中村 泰二郎 |
| ソックコウベ株式会社 | 神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地 | 代表取締役 日ノ本 欽也 |
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 | 代表取締役 矢野 靖二 |
| 株式会社タカキュー | 東京都板橋区3丁目9番7号 | 代表取締役 大森 尚昭 |
| 株式会社タナカふとんサービス | 愛知県一宮市天王1丁目4番10号 | 代表取締役 田中 公雄 |
| タビオ株式会社 | 大阪市浪速区難波中2丁目10番70号 | 代表取締役 越智 勝寛 |
| 株式会社 CHELSEA New York | 石川県金沢市上安原南98番2号 | 代表取締役 北方 康弘 |
| 株式会社チヨダ | 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号 | 代表取締役 澤木 祥二 |
| 株式会社ツツミ | 埼玉県蕨市中央4丁目24番26号 | 代表取締役 互 智司 |
| 株式会社ディーエイチシー | 東京都港区南麻布2丁目7番1号 | 代表取締役 高橋 芳枝 |
| テレニシ株式会社 | 大阪府中央区城見1丁目2番27号 | 代表取締役 辻野 秀信 |
| 株式会社東京デリカ | 東京都葛飾区新小岩1丁目48番1号 | 代表取締役 木山 剛史 |
| 株式会社ナカザワ | 滋賀県湖南市中央2丁目92番地 | 代表取締役 中澤 道盛 |
| 株式会社名古屋中村 | 名古屋市中区大須3丁目35番31号 | 代表取締役 中村 太一 |
| 株式会社ナルミヤ・インターナショナル | 東京都港区芝公園2丁目4番1号 | 代表取締役 石井 稔晃 |
| 株式会社ニコル | 東京都渋谷区東1丁目32番12号 | 代表取締役 木野村 尚孝 |
| 株式会社ネクストインターナショナル | 東京都世田谷区尾山台1丁目11番1号 | 代表取締役 志田山 敬二 |
| 株式会社パスポート | 東京都品川区西五反田7丁目22番17号 | 代表取締役 水野 純 |

令和5年6月13日 神戸市公報第3812号

| | | |
|-----------------|---------------------|-----------------------|
| 株式会社ハピネス・アンド・ディ | 東京都中央区銀座1丁目16番1号 | 代表取締役 田 泰夫 |
| 株式会社バリュープランニング | 神戸市中央区坂口通7丁目2番17号 | 代表取締役 井元 憲生 |
| 株式会社パル | 大阪市中央区北浜3丁目5番29号 | 代表取締役 井上 隆太 |
| ビッグクリエイト株式会社 | 東京都目黒区中目黒1丁目4番6号 | 代表取締役 北浦 大作 |
| 有限会社ビゴ | 兵庫県芦屋市業平町6番16号 | 代表取締役 ビゴ フィリップ |
| 株式会社ピーチクラブ | 堺市中区小阪270番地 | 代表取締役 納谷 計男 |
| 株式会社ビルジャン | 名古屋市東区山口町9番地9 | 代表取締役 山下 真一郎 |
| 株式会社ブティックビギ | 浜松市中区板屋町101番地15 | 代表取締役 石井 義勝 |
| 株式会社芙蓉 | 大阪市中央区平野町3丁目1番8号 | 代表取締役 王 芙蓉 |
| 株式会社プラステ | 山口県山口市佐山717番地1 | 代表取締役 河崎 邦和 |
| 株式会社ベベ | 神戸市中央区港島中町6丁目8番2号 | 代表取締役 小東 政章 |
| 株式会社ベルカディア | 奈良県奈良市高畑町1200番地9 | 代表取締役 辰野 勇 |
| PORT STYLE 株式会社 | 神戸市中央区江戸町100番地 | 代表取締役 水木 秀行 |
| HOYA株式会社 | 東京都新宿区西新宿6丁目10番1号 | 代表取締役 鈴木 洋 |
| 株式会社M A S A Y A | 岡山市北区表町2丁目6番56号 | 代表取締役 網本 伸之 |
| 株式会社マスターピース | 東京都台東区駒形1丁目3番8号 | 代表取締役 太田 克枝 |
| 株式会社ムカイ | 静岡市駿河区中野新田125番地1 | 代表取締役 向井 正太郎 |
| 株式会社ムラサキスポーツ | 東京都台東区上野7丁目14番5号 | 代表取締役 金山 元一 |
| 株式会社モーゲンデビッド | 福岡市中央区薬院1丁目2番2号 | 代表取締役 レヴィ トニー |
| 株式会社ヤマダヤ | 名古屋市西区城西1丁目3番1号 | 代表取締役 山田 太郎 |
| 株式会社やまと | 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番3号 | 代表取締役 矢嶋 孝行 |
| 株式会社ユニクロ | 山口県山口市佐山717番地1 | 代表取締役 柳井 正 |
| 株式会社夢や | 東京都渋谷区代々木3丁目38番9号 | 代表取締役 小向 誠一 |
| 株式会社ライトオン | 茨城県つくば市吾妻1丁目11番1号 | 代表取締役 横内 達治 |
| 楽天株式会社 | 東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 | 代表取締役 三木谷 浩史 |
| 株式会社ラッシュジャパン | 神奈川県愛甲郡愛川町中津4027番地3 | 代表取締役 ローイーナ ジャクリーンバード |
| 株式会社ランジェノエル | 京都市南区吉祥院中島町29番地 | 代表取締役 三條場 周太 |
| 株式会社良品計画 | 東京都豊島区東池袋4丁目26番3号 | 代表取締役 松崎 暁 |
| 株式会社ワンズテラス | 東京都中央区晴海1丁目8番10号 | 代表取締役 西川 信一 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあつては代表者の氏名 |
|-------------------------|--------------------|---------------|
| 愛眼株式会社 | 大阪市天王寺区大道4丁目9番12号 | 代表取締役 下條 三千夫 |
| 株式会社アイジーエー | 東京都江東区豊洲5丁目5番13号 | 代表取締役 五十嵐 昭順 |
| アイ・ティー・エックス株式会社 | 横浜市西区南幸1丁目1番1号 | 代表取締役 野尻 幸宏 |
| 株式会社AOKI | 横浜市都筑区葛が谷6番56号 | 代表取締役 上田 雄久 |
| 株式会社アダストリア | 茨城県水戸市泉町3丁目1番26号 | 代表取締役 福田 三千男 |
| 株式会社アミナコレクション | 横浜市緑区鴨居4丁目50番1号 | 代表取締役 進藤 さわと |
| 株式会社アリー | 岡山市南区藤田564番地253 | 代表取締役 藤田 和代 |
| 株式会社アルカスイーナショナル | 神戸市中央区港島中町6丁目8番1号 | 代表取締役 内山 誠一 |
| イオンリテール株式会社 | 千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 | 代表取締役 井手 武美 |
| 株式会社イング | 神戸市中央区港島南町4丁目6番2 | 代表取締役 向井 孝司 |
| 株式会社ウィゴー | 東京都渋谷区恵比寿南1丁目16番3号 | 代表取締役 園田 恭輔 |
| 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション | 名古屋市名東区上社1丁目901番地 | 代表取締役 白川 篤典 |
| ウエルシア薬局株式会社 | 東京都千代田区外神田2丁目2番15号 | 代表取締役 松本 忠久 |
| 株式会社ウッドイーハウス | 京都府舞鶴市字浜1054 | 代表取締役 志摩 幹一郎 |
| 株式会社エービーシー・マート | 東京都渋谷区神南1丁目11番5号 | 代表取締役 野口 実 |
| 株式会社エディオン | 広島市中区紙屋町2丁目1番18号 | 代表取締役 久保 允誉 |
| 株式会社Nプラス | 東京都北区神谷3丁目6番20号 | 代表取締役 似鳥 昭雄 |
| 株式会社F・O・インターナショナル | 神戸市中央区磯上通7丁目1-5 | 代表取締役 奏 英貴 |
| エルソニック株式会社 | 大阪府吹田市垂水町3丁目35番12号 | 代表取締役 村尾 泰幸 |
| 株式会社おく田 | 岐阜県岐阜市神田町6丁目18番地 | 代表取締役 奥田 隆 |
| 株式会社オンアンドオン | 東京都墨田区横川2丁目7番12号 | 代表取締役 黒瀬 裕治 |
| 菅田株式会社 | 岡山県津山市川崎1902番地3 | 代表取締役 菅田 拓平 |
| キクヤ図書販売株式会社 | 神戸市兵庫区出在家町2丁目2番21号 | 代表取締役 工藤 健一 |
| 株式会社キャメル珈琲 | 東京都世田谷区代田2丁目31番8号 | 代表取締役 尾田 信夫 |
| 株式会社キャン | 岡山県岡山市北区幸町2番8号 | 代表取締役 阿部 和則 |
| 株式会社玉光堂 | 東京都墨田区石原3丁目2番3号 | 代表取締役 鈴木 伸也 |

| | | |
|-----------------------------------|-----------------------------|--------------|
| 株式会社クリエイ ト・レストランツ・ホ ールディングス | 東京都品川区東五反田5丁目10番 18号 | 代表取締役 岡本 晴彦 |
| 株式会社クロスカン パニー | 岡山市北区幸町2番8号 | 代表取締役 石川 康晴 |
| 株式会社コーエン | 東京都港区赤坂8丁目1番19号 | 代表取締役 藤澤 光徳 |
| 株式会社コカ | 横浜市神奈川区鶴屋町3丁目35番 1号 | 代表取締役 吉田 健一郎 |
| 株式会社コックス | 東京都中央区日本橋浜町1丁目2番 1号 | 代表取締役 三宅 英木 |
| 株式会社コージィコ ーポレーション | 大阪府中央区南船場1丁目16番10 号 | 代表取締役 高林 更次 |
| コムテックサービス 株式会社 | 大阪府北区堂島2丁目2番8号 | 代表取締役 中谷 健一 |
| 株式会社ジーフット | 東京都中央区新川1丁目23番5号 | 代表取締役 木下 尚久 |
| 株式会社エコ・ジャ スト | 大阪府豊中市服部本町1-5-31 | 代表取締役 原田 仁 |
| 株式会社ジェニィ | 大阪府中央区安土町1丁目5番8号 | 代表取締役 平原 亮太 |
| 株式会社シナジーク ローバル | 大阪府豊中市玉井町1丁目1番1号 | 代表取締役 田中 優佳子 |
| 島村楽器株式会社 | 東京都江戸川区平井6丁目37番3 号 | 代表取締役 広瀬 利明 |
| 神姫バス株式会社 | 兵庫県姫路市西駅前町1番地 | 代表取締役 長尾 真 |
| 株式会社ジズ | 東京都渋谷区神宮前2丁目34番17 号 | 代表取締役 田中 仁 |
| 株式会社新保哲也ア トリエ | 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 | 代表取締役 新保 哲也 |
| 株式会社ストライプ インターナショナル | 岡山市北区幸町2番8号 | 代表取締役 川部 将士 |
| 株式会社ストーンマ ーケット | 福岡市中央区港2丁目11番4号 | 代表取締役 中村 泰二郎 |
| ソックコウベ株式会 社 | 神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地 | 代表取締役 日ノ本 欽也 |
| 有限会社ソレイユ | 奈良県生駒郡平群町上庄1丁目5番 8号 | 代表取締役 久保 田実 |
| 有限会社創伸 | 滋賀県湖南市菩提寺西2丁目10番 41-102号 | 代表取締役 伊地知 益雄 |
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東1丁目4 番14号 | 代表取締役 矢野 靖二 |
| 株式会社田中ふとん 店 | 愛知県一宮市天王1丁目4番10号 | 代表取締役 田中 公雄 |
| タビオ株式会社 | 大阪市浪速区難波中2丁目10番70 号 | 代表取締役 越智 勝寛 |
| 株式会社 CHELSEA New York | 石川県金沢市上安原南98番2号 | 代表取締役 北方 康弘 |
| 株式会社チュチュア ンナ | 大阪市阿倍野区天王寺町2丁目3番 1号 | 代表取締役 上田 利昭 |
| 株式会社ゾフ | 東京都港区北青山3丁目6番1号 | 代表取締役 上野 剛史 |
| 株式会社ツツミ | 埼玉県蕨市中央4丁目24番26号 | 代表取締役 互 智司 |

令和5年6月13日 神戸市公報第3812号

| | | |
|--------------------|-----------------------------|----------------|
| テレニシ株式会社 | 大阪府中央区城見1丁目2番27号 | 代表取締役 辻野 秀信 |
| 株式会社ドリームファクトリー | 大阪府大阪市北区梅田1-12-17 | 代表取締役 井上 馨 |
| 株式会社ナカザワ | 滋賀県湖南市中央2丁目92番地 | 代表取締役 中澤 道盛 |
| 株式会社ナルミヤ・インターナショナル | 東京都港区芝公園2丁目4番1号 | 代表取締役 石井 稔晃 |
| 株式会社ニコル | 東京都渋谷区東1丁目32番12号 | 代表取締役 木野村 尚孝 |
| 株式会社ニトリ | 札幌市北区新琴似7条1丁目2番39号 | 代表取締役 似鳥 昭雄 |
| 株式会社ネクサスエンプライズ | 大阪府中央区日本橋2丁目7番13号 | 代表取締役 原本 一正 |
| 株式会社ネクストインターナショナル | 東京都世田谷区尾山台1丁目11番1号 | 代表取締役 志田山 敬二 |
| 株式会社ハニーズホールディングス | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 代表取締役 江尻 英介 |
| 株式会社ハピネス・アンド・ディ | 東京都中央区銀座1丁目16番1号 | 代表取締役 田 泰夫 |
| 株式会社浜光 | 神戸市中央区八幡通4丁目2-18 | 代表取締役 多岐 篤司 |
| 株式会社パルグループホールディングス | 大阪府中央区北浜3丁目5番29号 | 代表取締役 井上 隆太 |
| ビッグクリエイト株式会社 | 東京都港区北青山1-4-6 246 青山ビル5F | 代表取締役 北浦 大作 |
| 有限会社ビゴ | 兵庫県芦屋市業平町6番16号 | 代表取締役 ビゴ フィリップ |
| 株式会社ピーチクラブ | 堺市中区小阪270番地 | 代表取締役 納谷 康平 |
| 株式会社ブティックビギ | 浜松市中区板屋町101番地15 | 代表取締役 石井 義勝 |
| 株式会社芙蓉 | 大阪府中央区平野町3丁目1番8号 | 代表取締役 王 芙蓉 |
| 株式会社ベベ | 神戸市中央区港島中町6丁目8番2号 | 代表取締役 小東 政章 |
| 株式会社ベルカディア | 奈良県奈良市高畑町1200番地9 | 代表取締役 辰野 勇 |
| PORT STYLE 株式会社 | 神戸市中央区北長狭通3丁目1番15号 | 代表取締役 水木 秀行 |
| HOYA株式会社 | 東京都新宿区西新宿6丁目10番1号 | 代表取締役 鈴木 洋 |
| 株式会社MASAYA | 岡山市北区表町2丁目6番56号 | 代表取締役 上村 匡弘 |
| 株式会社マスターピース | 東京都台東区駒形1丁目3番8号 | 代表取締役 太田 克枝 |
| 株式会社ムカイ | 静岡県駿河区中野新田125番地1 | 代表取締役 向井 正太郎 |
| 株式会社ムラサキスポーツ | 東京都台東区上野7丁目14番5号 | 代表取締役 金山 元一 |
| 株式会社モーゲンデビッド | 福岡市中央区薬院1丁目2番2号 | 代表取締役 レヴィ トニー |
| 株式会社ヤマダヤ | 名古屋市西区城西1丁目3番1号 | 代表取締役 山田 太郎 |

| | | |
|--------------------|--------------------|-------------|
| 株式会社やまと | 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番3号 | 代表取締役 矢嶋 孝行 |
| 株式会社夢や | 東京都渋谷区代々木3丁目38番9号 | 代表取締役 昆 靖 |
| ユザワヤ商事株式会社 | 東京都大田区西蒲田8丁目4番12号 | 代表取締役 畑中 喜雄 |
| 株式会社ライトオン | 茨城県つくば市吾妻1丁目11番1号 | 代表取締役 藤原 祐介 |
| 株式会社ライフスタイルイノベーション | 東京都中央区晴海1丁目8番10号 | 代表取締役 西川 信一 |
| 楽天モバイル株式会社 | 東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 | 代表取締役 矢澤 俊介 |
| 株式会社良品計画 | 東京都豊島区東池袋4丁目26番3号 | 代表取締役 松崎 暁 |
| 株式会社ルルアーク | 福岡市東区松島3丁目30番23号 | 代表取締役 長友 伸二 |

3 変更の年月日及び変更した理由

令和5年3月17日 出退店等のため。

4 届出年月日

令和5年3月29日

5 縦覧期間

令和5年6月13日から令和5年10月13日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年6月13日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年6月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム神戸玉津インター店

神戸市西区玉津町小山字下大田125番1 外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|-----------|------------------------|----------------|
| 株式会社ビバホーム | 埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号 | 代表取締役 坂本 晴彦 |
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 近澤 靖英 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|------------|------------------|----------------|
| アークランズ株式会社 | 新潟県三条市上須頃445番地 | 代表取締役 坂本 晴彦 |
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役 近澤 靖英 |

3 変更の年月日

令和4年9月1日

4 変更する理由

名称ならびに住所を変更したため。

5 届出年月日

令和5年4月7日

6 縦覧期間

令和5年6月13日から令和5年10月13日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年6月13日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年6月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレんティー番館

神戸市西区糺台5丁目2番3号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|-----------|------------------|----------------|
| 株式会社OMこうべ | 神戸市中央区港島中町6丁目9番1 | 代表取締役 梶川 龍彦 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|---------------|------------------|------------------|
| 株式会社こうべ未来都市機構 | 神戸市中央区港島中町6丁目9番1 | 代表取締役社長 山平 晃嗣 |

3 変更の年月日

代表者の変更は令和4年4月19日、法人名称の変更は令和4年5月1日。

4 変更した理由

代表者および法人名称を変更したため。

5 届出年月日

令和5年4月20日

6 縦覧期間

令和5年6月13日から令和5年10月13日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年6月13日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年6月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレんティ二番館

神戸市西区糺台5丁目6番1号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|-----------|------------------|----------------|
| 株式会社OMこうべ | 神戸市中央区港島中町6丁目9番1 | 代表取締役 梶川 龍彦 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|---------------|------------------|------------------|
| 株式会社こうべ未来都市機構 | 神戸市中央区港島中町6丁目9番1 | 代表取締役社長 山平 晃嗣 |

3 変更の年月日

代表者の変更は令和4年4月19日、法人名称の変更は令和4年5月1日。

4 変更した理由

代表者および法人名称を変更したため。

5 届出年月日

令和5年4月20日

6 縦覧期間

令和5年6月13日から令和5年10月13日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年6月13日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年6月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

リファーレ横尾

神戸市須磨区横尾1丁目5番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|-----------|------------------|------------------|
| 株式会社OMこうべ | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1 | 代表取締役社長 山本 朋廣 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|---------------|------------------|------------------|
| 株式会社こうべ未来都市機構 | 神戸市中央区港島中町6丁目9番1 | 代表取締役社長 山平 晃嗣 |

3 変更の年月日

代表者の変更は令和4年4月19日、法人名称の変更は令和4年5月1日。

4 変更した理由

代表者および法人名称を変更したため。

5 届出年月日

令和5年4月20日

6 縦覧期間

令和5年6月13日から令和5年10月13日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年6月13日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べるすることができます。

令和5年6月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

セリオ

神戸市西区井吹台東町1丁目1番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|-----------|-------------------|------------------|
| 株式会社OMこうべ | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号 | 代表取締役社長 山本 朋廣 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 法人にあっては代表者の氏名 |
|---------------|------------------|------------------|
| 株式会社こうべ未来都市機構 | 神戸市中央区港島中町6丁目9番1 | 代表取締役社長 山平 晃嗣 |

3 変更の年月日

代表者の変更は令和4年4月19日、法人名称の変更は令和4年5月1日。

4 変更した理由

代表者および法人名称を変更したため。

5 届出年月日

令和5年4月20日

6 縦覧期間

令和5年6月13日から令和5年10月13日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年6月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区池上5丁目9番2、9番3の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区本町4丁目4番17号

アートプランニング株式会社

代表取締役 松藤 雅美

許可番号

令和5年3月6日 第8106号

（変更許可 令和5年5月15日 第2054号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区名谷町字猿倉240番1の一部、240番6、244番2の一部、248番1の一部、248番2の一部、249番2の一部、249番3の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市垂水区舞子坂3丁目17番2号

春名建設株式会社

代表取締役 芝本 和彦

許可番号

令和4年7月6日 第8058号

（変更許可 令和5年2月22日 第2042号

変更許可 令和5年4月5日 第2049号）

神戸市水道告示第8号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年6月13日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 代表者 | 廃止年月日 |
|-------|------------|--------------------|-------|-----------|
| 32178 | 神戸設備工業株式会社 | 神戸市灘区友田町 4丁目1-2 | 伊藤 泰博 | 令和5年5月31日 |

神戸市水道告示第9号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年6月13日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 代表者 | 廃止年月日 |
|-------|-------------|-------------------------------------|-------|-----------|
| 42216 | 水道レスキューセンター | 大阪府大阪市都島区 高倉町1-11-19 樋口ハイツ301 | 笹木 直樹 | 令和5年5月30日 |

神戸市水道告示第10号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年6月13日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 代表者 | 指定年月日 |
|-------|------------------|-------------------------------------|-------|-----------|
| 42305 | 株式会社 MIRAI 設備 | 大阪府豊能郡豊能町 東ときわ台2丁目 20番地の10 | 藤原 美嘉 | 令和5年5月31日 |
| 42216 | 株式会社 IDEAL | 大阪府大阪市都島区 高倉町1-11-19 樋口ハイツ301 | 笹木 直樹 | 令和5年5月31日 |

水道局副局長等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年6月13日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第1号

水道局副局長等専決規程の一部を改正する規程

水道局副局長等専決規程（昭和35年7月水道管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | | | |
|---|-----------------|--|----|-----------------------------------|--|----------------------------|--|--------------|--|----|----|-----|--|--|------|
| 別表第1 人事関係事務 | | | | | | | 別表第1 人事関係事務 | | | | | | | | |
| 決裁区分 副局長 共通 部長、 第1類 事業所 長共通 経営企 画課課 長（業 務改革 担当） 経営 企画課 課長 （総 務事 務担 当） 課長、第2類 事業所長共通 備考 | 決裁事項 | | | | | | 決裁区分 副局長 共通 担当部 長共通 業務改 革担当 課長 総務 事務 担当 課長 課長、 担当 課長 共通 第2 類事 業所 長共 通 第3 類事 業所 長共 通 備考 | | | | | | | | |
| | 会計年度任用 | | | | | | | 全ての者 | 会計年度任用 | | | | | | 全ての者 |
| | 臨時的任用 | | | | | | | 全ての者 | 臨時的任用 | | | | | | 全ての者 |
| | 会計年度任用職員 の退職 | | | | | | | 全職員 | 会計年度任用職員 の退職 | | | | | | 全職員 |
| | 給与 | 給料 | 支給 | 全職員 (勤務 時間が 短い者 を除く。) | | | | 勤務時間が短 い者 | 給与 | 給料 | 支給 | 全職員 | | | |
| 手当 | 認定 | 会計年 度任用 職員 (会 計年 間が 短い 者 を除 く。) | | | | 会計年度任用 職員(勤務時 間が短い者) | 手当 | 認定 | 会計年 度任用 職員 (会 計年 度任 用職 員を | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------|---------------|----|----|--|---------------------------------------|--------------|-------------------------------|
| | | | | | く。) 除 く) | | |
| | 支給 | | | | 全職員 (勤務 時間が 短い者 を除 く。) | 勤務時間が短 い者 | |
| 休業 | 育児休業 | | | | 課長以 下 | | |
| | 自己啓発休業 | | | | 課長以 下 | | |
| | 配偶者休業 | | | | 課長以 下 | | |
| | その他休業 | | | | 課長以 下 | | |
| 育児短時間勤務 | | | | | 課長以 下 | | |
| サービス | 休暇の付与 | 課長 | 課長 | | | 係長以下 | 課長の長期にわたるものについては、局長の承認を受けること。 |
| | 欠勤の承認 | 課長 | 課長 | | | 係長以下 | |
| | 勤務命令（時間外・休日等） | 課長 | 課長 | | | 係長以下 | |
| | 旅行命令 | 課長 | 課長 | | | 係長以下 | |

| | | | | | | | |
|---------|---------------|----|----|--|----------|------|-------------------------------|
| | | | | | 除 く) | | |
| | 支給 | | | | 全職員 | | |
| 休業 | 育児休業 | | | | 課長以 下 | | |
| | 自己啓発休業 | | | | 課長以 下 | | |
| | 配偶者休業 | | | | 課長以 下 | | |
| | その他休業 | | | | 課長以 下 | | |
| 育児短時間勤務 | | | | | 課長以 下 | | |
| サービス | 休暇の付与 | 課長 | 課長 | | | 係長以下 | 課長の長期にわたるものについては、局長の承認を受けること。 |
| | 欠勤の承認 | 課長 | 課長 | | | 係長以下 | |
| | 勤務命令（時間外・休日等） | 課長 | 課長 | | | 係長以下 | |
| | 旅行命令 | 課長 | 課長 | | | 係長以下 | |

| | | | | | | |
|----------|------------------|----|----|-------------------------|------|--|
| | 職務専念義務 の免除 | 課長 | 課長 | | 係長以下 | |
| | 営利企業への 従事等の許可 | | | 係長以下 | | |
| 退職 手当 | 支給 | | | 全職員 | | |
| 公務 災害 | 認定 | | | 全職員 (軽度 のもの の) | | |
| | 補償 | | | 全職員 | | |

(注) この表(決裁区分の項を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 課長 課長及び事業所長(課長級)
- 2 係長 係長その他これらに準ずるもの
- 3 事務取扱の場合においては、その職員本来の級を適用する。

| | | | | | | | |
|----------|------------------|----|----|-------------------------|----------|----------|----------|
| | 職務専念義務 の免除 | 課長 | 課長 | | 係長 以下 | 所属 職員 | 係長 以下 |
| | 営利企業への 従事等の許可 | | | 係長以下 | | | |
| 退職 手当 | 支給 | | | 全職員 | | | |
| 公務 災害 | 認定 | | | 全職員 (軽度 のもの の) | | | |
| | 補償 | | | 全職員 | | | |

(注) この表(決裁区分の項を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 課長 課長、担当課長及び事業所長(課長級)
- 2 係長 担当係長その他これらに準ずるもの
- 3 一般職員 係長以上を除く職員
- 4 所属職員 所属長を除く職員
- 5 事務取扱の場合においては、その職員本来の級を適用する。

別表第2を次のように改める。

別表第2
財務関係事務
2-1支出決定

| 決裁事項 | 区分 | 専決範囲 | 決裁区分 | | | | | | | | 備考 | | |
|-----------------------|--|--------------------|------|--------------|------|------|------|-----------|-----------|----|---------------------|------------|--|
| | | | 副局長 | 副局長（水道技術管理者） | 部長共通 | 特定課長 | 課長共通 | 第1類事業所長共通 | 第2類事業所長共通 | 合議 | | 特定職 | |
| 共済費又は社会保険料 | | 全て | | | | ○ | | | | | | 課長（業務改革担当） | |
| 謝金その他これらに類するもの | | 300万円以下 100万円以下 | | | ○ | | | ○ | | ○ | 経営企画課長に合議すること。 | | |
| 旅費 | 職員の旅費 | 全て | | | | ○ | | | | | | 課長（業務改革担当） | 課長（業務改革担当）の決裁区分は、電子情報処理組織により作成した旅行命令書に基づき支給するものについて適用する。 |
| | 職員以外の旅費 | 100万円以下 | | | | | ○ | | | ○ | | | |
| 調達 | 消耗品、印刷製本、原材料、備品その他（管理者が指定するもの以外） | 2,000万円以下 | | | ○ | | | ○ | | | 経営企画課長經由副局長に合議すること。 | | 1 100万円を超えるものについては経理契約を要する。 2 固定資産（メーターを除く。）の調達決定は、経営企画課長に合議すること。 3 配水課長、課長（技術管理担当）、課長（送水管理担当）、課長（工事担当）、水道管理事務所の所長並びに東部水道管理事務所及び西部水道管理事務所の課長が水道事業会計の貯蔵品から資材を購入するときは、制限なしに調達決定できる。 4 「単価協定品目」については、経営企画課長が別に定める。 5 副局長及び経営企画課長の決裁区分は、神戸市水道局契約事務取扱規程(昭和40年5月水規程第5号)第3条に規定する経理契約（以下「経理契約」という。）の場合に適用する。 |
| | | 1,000万円以下 | | | | | ○ | | ○ | | | | |
| | 消耗品、印刷製本、原材料、備品その他（管理者が指定するもの） | 200万円以下 | | | ○ | | | ○ | | | | | 「管理者が指定するもの」とは、災害応急に関するもの、新聞及び地方公営企業施行令（昭和22年政令第403号）第21条の14第1項第3号及び第4号の規定に基づく契約をいう。 |
| | | 100万円以下 | | | | | | ○ | | ○ | | | |
| | 小口現金扱に係るもの | 全て（交付限度額内） | | | | | | ○ | | ○ | | | |
| | 共通物品（市長が指定するものを除く） | 全て | | | | | | ○ | | ○ | | | 「市長が指定するもの」については、総務事務センター長が別に定める。 |
| | 電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの以外） | 2,000万円以下 | | | ○ | | | ○ | | | | | 契約金額が1,000万円を超えるもの（電気事業者の定める申込書による申込の場合を除く）については経理契約を要する。 |
| | | 1,000万円以下 | | | | | | ○ | | ○ | | | |
| | 電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）、ガス料金、上下水道料金、電気通信料、後納郵便料金 | 全て | | | | | | ○ | | ○ | | | 電気通信料とは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する同条第3号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。 |
| | 一般使用料等（一般使用料等及び証明書発行等に係る手数料）、保険料 | 全て | | | | | | ○ | | ○ | | | |
| 一般使用料等（電子計算機上で使用するソフト | 2,000万円以下 | | | ○ | | | | | | | | | 100万円を超えるものについては経理契約を要す |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------|--|--|--|--|--|---|---|---|----------------------------|--|
| | ウェアに係るもの) | 1,000万円以下 | | | | | | ○ | | | | る |
| 請負（工事又は製造） | 単価契約工事以外 | 2億円以下 | | | | | | ○ | | ○ | 経営企画課長経由副局長に協議すること。 | 250万円を超えるものについては経理契約を要する。 |
| | | 1億円以下 | | | | | | ○ | | ○ | 500万円以上にあつては経営企画課長に協議すること。 | |
| | 単価契約工事 | 全て | | | | | | | ○ | | ○ | 単価契約工事（配水管工事、道路掘削跡復旧工事、不断水せん孔工事、ガス切断及び溶接工事、塗装工事等）の金額は、予定価格を示す。 |
| | | 500万円以下 | | | | | | | ○ | | | |
| 請負（その他） | 管理者が指定するもの及び修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの）以外 | 2,000万円以下 | | | | | | ○ | | ○ | 経営企画課長経由副局長に協議すること。 | 1 100万円を超えるもの（管理者が指定するものを除く）については経理契約を要する。 2 「その他」とは、神戸市水道局契約事務取扱規程（昭和40年5月水規程第5号）第11条に規定するものをいう。 3 「管理者が指定するもの」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項並びに地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。 1 修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの）で150万円を超えるものは管理者の決裁を受けること。 2 修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの）で250万円を超えるものについては経理契約を要する。 |
| | | 1,000万円以下 | | | | | | ○ | | ○ | | |
| | 管理者が指定するもの | 200万円以下 | | | | | | | ○ | | ○ | |
| | | 100万円以下 | | | | | | | ○ | | ○ | |
| | 修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの） | 150万円以下 | | | | | | ○ | | | ○ | |
| 労働者派遣契約 | | 2,000万円以下 | | | | | | ○ | | ○ | | 金額は見積金額を示す。 |
| | | 1,000万円以下 | | | | | | ○ | | ○ | | |
| 指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定 | | 2,000万円以下 | | | | | | ○ | | ○ | | 金額は総額とする。利用料金を当該指定管理者に収受させる場合は、当該管理に係る総経費の見積価額とする。 |
| | | 1,000万円以下 | | | | | | ○ | | ○ | | |
| 委託 | 工事 | 2億円以下 | | | | | | ○ | | ○ | | |
| | | 1億円以下 | | | | | | | ○ | | ○ | |
| | 工事以外 | 2,000万円以下 | | | | | | ○ | | ○ | | |
| | | 1,000万円以下 | | | | | | | ○ | | ○ | |
| 物品の借入れ | 管理者が指定するもの以外 | 2,000万円以下 | | | | | | ○ | | ○ | 経営企画課長経由副局長に協議すること。 | 1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 80万円を超えるものについては経理契約を要する。 |
| | | 1,000万円以下 | | | | | | ○ | | ○ | | |
| | 管理者が指定するもの | 200万円以下 | | | | | | | ○ | | ○ | 1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 「管理者が指定するもの」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項並びに地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける物品の借入れをいう。 |
| | | 100万円以下 | | | | | | | ○ | | ○ | |
| 不動産の借入れ | | 100万円以下 | | | | | | ○ | | ○ | 経営企画課長経由副局長に協議すること。 | |
| 不動産若しくは地上権、地役権その他これらに準ずる権利の取得又は借地権に係る補償 | | | | | | | | | | | | 管理者の決裁を受けること。 |

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---------|--|--|---|--|---|---|---|----------------|---|
| 負担金、補助金、交付金、奨励金 その他これらに類するもの | 300万円以下 | | | ○ | | | ○ | | 経営企画課長に合議すること。 | 複数の相手方に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの（以下「負担金等」という。）の金額を一の決裁により決定した場合、当該負担金のうち一部のものに係る金額を変更するとき（変更後の当該負担金等の総額が変更前の当該負担金等の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個々の負担金の額に基づくものとする。この場合、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。 |
| | 100万円以下 | | | | | ○ | | ○ | | |
| 損害賠償金、示談金又はこれらに類するもの | 10万円以下 | | | ○ | | | ○ | | 経営企画課長に合議すること。 | |
| | 3万円以下 | | | | | ○ | | ○ | | |

(注)

- 1 本表における決裁事項の欄に掲げるもののうち、決裁区分の欄に丸印を付した事項は、同表に定める決裁区分にある者の専決事項とする。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 前渡金及び立替払金で支出する場合は、別表2-3その他の表の、前渡金の項又は立替払金の項の決裁区分と重ねて適用する。
- 4 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 決裁事項の欄に掲げる事項について設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 6 本表における「定例的」とは、定例的経費支出手続要綱（市長部局）における定例的経費を指す。
- 7 本表における「請負（その他）」とは、水道局契約事務取扱規程第11条に該当するものをいう。
- 8 本表における「定標準によるもの」とは、条例や規則等に定められた基準に基づいて行うものをいう。
- 9 本表における「共通物品のうち市長が指定するもの」については、総務事務センター長が別に定める。
- 10 単価協定品の品目、金額、契約方法等については、課長（出納・契約担当）が別に定める。
- 11 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
- 12 課長共通又は第2類事業所長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

別表第2
財務関係事務
2-2収入決定

| 決裁事項 | 専決範囲 | 決裁区分 | | | | | | | 備考 | |
|----------------------------------|------------------|------|--------------|------|------|------|-----------|--------------------|--------------------|---|
| | | 副局長 | 副局長（水道技術管理者） | 部長共通 | 特定課長 | 課長共通 | 第1類事業所長共通 | 第2類事業所長共通 | | |
| 受託 | 2,000万円以下 | | | ○ | | | ○ | | | 金額は、見積金額とする。 |
| | 1,000万円以下 | | | | | ○ | | ○ | | |
| 売却（物品その他） | 全て（工水会計に売却する貯蔵品） | | | | ○ | | | | 配水課長 | 1 売却には不用品とする決定を含む。 2 金額は、売却見積価格または帳簿価格（未償却額）を示す。 3 不動産（地上権、地役権、その他これらに準ずる権利含む）については、管理者の決裁を受けること。 4 50万円を超えるもの（法令等により金額が定まっているもの及び生産品を除く）については経理契約を要する。 |
| | 1,000万円以下 | | | ○ | | ○ | | 経営企画課長經由副局長に合議すること | | |
| | 500万円以下 | | | | | ○ | | ○ | | |
| 売却（物品その他） （法令等により金額が定まっているもの） | 全て | | | | | ○ | | ○ | | 金額は見積金額を示す。 |
| 物品の貸付 | 200万円以下 | | | ○ | | | ○ | | 経営企画課長經由副局長に合議すること | 1 金額は、賃料の年額又は総額を表わし、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。 |
| | 100万円以下 | | | | | | | ○ | 経営企画課長に合議すること | |
| 不動産の貸付 | 20万円以下 | ○ | | | | | | | | 1 金額は、賃料の年額又は総額を表わし、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 3 賃料の減免については、管理者の決裁を受けること。 4 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。 5 「管理者が指定するもの」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。 |
| 不動産の貸付（管理者が指定するもの） | 200万円以下 | | | ○ | | | | | 経営企画課長に合議すること。 | |
| | 100万円以下 | | | | | | | ○ | | |
| 補助金、助成金その他これらに類するものの申請 | 1,000万円以下 | | | ○ | | | | | | |
| | 500万円以下 | | | | | | | ○ | | |
| 諸収入金の徴収又は過誤納金の戻出 | 全て | | | | | | | ○ | | |
| 各種保証金 | 全て | | | | | | | ○ | | |

(注)

- 1 本表における決裁事項の欄に掲げるもののうち、決裁区分の欄に丸印を付した事項は、同表に定める決裁区分にある者の専決事項とする。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 4 決裁事項の欄に掲げる事項について設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 5 本表における「徴収」とは、「徴収」とは、調査決定、納入通知、督促をいう。
- 6 本表における「諸収入金」とは、使用料(貸付にかかるものは除く)、手数料その他の収入をいう。
- 7 課長共通、第2類事業所長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

別表第2
財務関係事務
2-3その他

| 決裁事項 | 専決範囲 | 決裁区分 | | | | | | | | 備考 | | |
|---------------------------------|----------------------|------|--------------|------|------|------|-----------|-----------|--------------------|----|--------|--|
| | | 副局長 | 副局長(水道技術管理者) | 部長共通 | 特定課長 | 課長共通 | 第1類事業所長共通 | 第2類事業所長共通 | 合議 | | 特定職 | |
| 予備費の使用 | 1,000万円以下 200万円以下 | ○ | | | ○ | | | | | | 経営企画課長 | |
| 予算の流用 | 目 節 | ○ | | | | ○ | | ○ | 経営企画課長に合議すること | | | |
| 予算科目の新設 | 目 節 | ○ | | | ○ | | | | | | 経営企画課長 | |
| 振替 | 全て | | | | | ○ | | ○ | | | | 1 工事生産振替など重要なものにあつては、経営企画課長に合議すること。 2 一般会計・企業会計間など、異なる会計官での定例的な負担金及び分担金の収入または支出を含む。 |
| 廃棄 | 全て | | | | | ○ | | ○ | | | | |
| 基金の運用計画に基づく運用 | 全て | | | | ○ | | | | | | 経営企画課長 | |
| 契約の変更(工期又は納期の延長の決定) | 40日以下 | | | | | ○ | | ○ | | | | 変更前の契約が経理契約の場合は、経理契約を要する。 |
| 共通物品または貯蔵品の払出請求 | 全て | | | | | ○ | | ○ | | | | 1 共通物品については市長部局に払い出し請求するものに限る。 2 「貯蔵品の払い出し請求等」とは、出庫、返納、建て替え、転換をいう。 |
| 諸収入金の減免(定標準によるもの) | 全て | | | | | ○ | | ○ | | | | 「定標準によるもの」とは、「漏水に係る料金の減免基準に関する要綱」等定めのあるものをいう。 |
| 諸収入金の徴収猶予若しくはその取消し、徴収の囑託又は過誤納整理 | 全て | | | | | ○ | | ○ | | | | |
| 諸集会又は行事の開催(飲食を伴わないもの) | 50万円以下 20万円以下 | | | ○ | | | ○ | | 経営企画課長に合議すること | | | 1 飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、管理者の決裁を受けること。 2 1を適用する場合においては、経営企画課長に合議すること。 |
| 前渡金 | 全て | | | | | ○ | | ○ | 課長(出納・契約担当)に合議すること | | | |
| 立替払金 | 5万円以下 1万円以下 | | | ○ | | | ○ | ○ | | | | |
| 還付金・預り金 | 全て | | | | | ○ | | ○ | | | | |

(注)
 1 本表における決裁事項の欄に掲げるもののうち、決裁区分の欄に丸印を付した事項は、同表に定める決裁区分にある者の専決事項とする。
 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
 3 前渡金の項及び立替払金の項の決裁区分については、支出決定の表の他の項の決裁区分と重ねて適用する。
 4 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
 5 決裁事項の欄に掲げる事項について設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
 6 本表における「諸収入金」とは、料金、使用料、手数料その他の収入をいう。
 7 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|------------------------------|---|---|--|
| 別表第3 | | 別表第3 | |
| その他の事務 | | その他の事務 | |
| 区分 | 決裁事項 | 区分 | 決裁事項 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 部長共通 (第一類 事業所長 を含む) | [略] | 担当部長 共通 | [略] |
| 課長共通 (第2類 事業所長 を含む) | [略] | 課長・担 当課長共 通(第2 類事業所 長を含 む) | [略] |
| 経営企画 課長 | 1 文書の整理、編さん及び保存の総括的管理に関すること。 2 不動産の登記に関すること。 | 経営企画 課長 | 1 文書の整理、編さん及び保存の総括的管理に関すること。 2 支払伝票の発行に関する <u>こと。</u> |

| | | | |
|-----------------------------------|---|--------------|---------------------|
| | | | 3 不動産の登記に関する こと。 |
| | | | 4 落札人の決定に関する こと。 |
| 経営企画 課 課長 (出納・ 契約担 当) | 1 支払伝票の発行に関す ること。 2 落札人の決定に関する こと。 | | |
| 経営企画 課 課長 (業務改 革担当) | [略] | 業務改革 担当課長 | [略] |
| 経営企画 課 課長 (総務事 務担当) | [略] | 総務事務 担当課長 | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 営業課課 長 (料金 担当) | [略] | 料金担当 課長 | [略] |
| 技術企画 課 課長 (技術管 理担当) | [略] | 技術管理 担当課長 | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 配水課課 長 (給水 | [略] | 給水担当 課長 | [略] |

| | | | |
|--|-----|--|-----|
| 担当) | | | |
| 浄水統括 事務所課 長（設備 担当) | [略] | 設備担当 課長 | [略] |
| 浄水統括 事務所課 長（営繕 担当) | [略] | 営繕担当 課長 | [略] |
| 水道管理 事務所の 所長並び に東部水 道管理事 務所及び 西部水道 管理事務 所の課長 | [略] | 水道管理 事務所の 所長並び に東部水 道管理事 務所及び 西部水道 管理事務 所の担当 課長 | [略] |
| 係長共通 | [略] | 係長・担 当係長共 通（第3 類事業所 長を 含む) | [略] |

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の別表第1及び別表第3の改正規定は、令和5年4月1日から適用する。

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月31日

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会規則第1号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------------|---|
| <p>附 則</p> <p>1、2 [略]</p> | <p>附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症予防業務手当の特例）</u></p> <p>3 <u>第2条の規定にかかわらず、神戸市職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成18年3月規則第104号）に定めるもののほか、当分の間、新型コロナウイルス感染症（病</u></p> |

原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から児童又は生徒の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある患者（以下「患者」という。）が活動していた場所その他新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある区域において行われる業務であって、次に掲げる業務（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「週休日等」という。）及び平日（週休日等以外の日をいう。以下同じ。）午後5時以降に行う業務に限る。以下同じ。）に従事する第2条3項に規定する職員に対し、1日当たり1つの業務につき1回に限り感染症予防業務手当を支給する。

(1) 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所又は物件の消毒業

| | | | | | | | |
|--------------------|---|-----------------|--------|--------------------|----------|------|----------|
| | <p style="text-align: center;"><u>務</u></p> <p>(2) <u>保護者への連絡及び調整に係る業務</u></p> <p>(3) <u>学校園で実施されるPCR検査の支援業務</u></p> <p>4 <u>前項各号に規定する業務に従事する際の手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じた額とする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平日午後5時から午後10時まで</td> <td>日額300円</td> </tr> <tr> <td>平日午後10時から翌日の午前5時まで</td> <td>日額1,000円</td> </tr> <tr> <td>週休日等</td> <td>日額1,500円</td> </tr> </table> | 平日午後5時から午後10時まで | 日額300円 | 平日午後10時から翌日の午前5時まで | 日額1,000円 | 週休日等 | 日額1,500円 |
| 平日午後5時から午後10時まで | 日額300円 | | | | | | |
| 平日午後10時から翌日の午前5時まで | 日額1,000円 | | | | | | |
| 週休日等 | 日額1,500円 | | | | | | |

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

神戸市選告示第4号

神戸市選挙管理委員会委員 葛西 利延の退職に伴い、地方自治法第182条の規定により、次の者を神戸市選挙管理委員会委員に補欠した。

令和5年6月1日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩 田 嘉 晃

1 住所

神戸市須磨区若木町1丁目11番1号

2 氏名

安達 和彦

令和5年5月30日付け神戸市公報第3810号に掲載の神戸市告示第173号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和5年6月13日

(26 ページ 上から 17 行目・20 行目) (27 ページ 上から 17 行目・19 行目)

誤 日下部 1954 番地 8

正 塩田 1954 番地 8